

三重県特定不妊治療費助成事業 実施の手引き

平成 2 7 年 6 月

三重県特定不妊治療費助成事業 実施の手引き

この事業は、三重県特定不妊治療費助成規則（以下「規則」という。）及び三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する。

1. 対象の治療 （以下「特定不妊治療」という。）

体外受精、顕微授精 ※詳細は下記別添図のとおり

（別添図）体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採 卵 ま で				採 精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚 移 植						妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲
	薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採 卵	新鮮胚移植			胚凍結	凍結胚移植						
				胚移植				黄体期補充療法	薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法			
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	1	7～10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施												助成対象	
B	凍結胚移植を実施*													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵卵が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外	
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

2. 対象者の要件 →以下の要件の全てを満たしていること。

- ① 特定不妊治療を受けた法律上の夫婦であること。
- ② 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。
- ③ 夫婦どちらか一方又は双方が三重県内に住所を有していること。
- ④ 前年の夫婦合算の所得額が730万円未満であること。
- ⑤ 指定医療機関にて特定不妊治療を受けたもの。
- ⑥ 助成年数及び回数の制限を超えていないこと。

3. 助成内容

〔助成上限額〕

治療内容 A, B, D, E の場合 → 1 回の治療につき 15万円

治療内容 C, F の場合 → 1 回の治療につき 7万5千円

〔助成年数回数〕

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢および助成実績		平成 26～27 年度	平成 28 年度～
40 歳未満	平成 26 年度以降に新規に助成を申請する方（a）	通算 6 回まで 年間制限なし	通算 6 回まで 年間制限なし
	平成 25 年度までに助成を受けている方（c）		
40 歳以上	平成 26 年度以降に新規に助成を申請する方（b）	初年度は年 3 回まで、 2 年度目以降は年 2 回まで 通算 5 年間、通算 10 回まで	通算 3 回まで 年間制限なし ※但し治療開始時の妻の年齢が 43 歳以上の場合は助成対象外
	平成 25 年度までに助成を受けている方（c）		

- ・ 助成回数には、三重県以外の都道府県、指定都市、中核市からの助成も含める。
- ・ 治療 1 回の考え方は、別添図参照。5 年間は、連続していなくてもよい。
- ・ 助成対象となる費用は、治療費の自費診療分のみ（保険診療分は対象外）。ただし、文書料、入院費、室料、食事代、凍結保存（管理）料は助成対象外。

（注）「治療 1 回」の考え方（別添図参照）

- ①体外受精または顕微授精により、1 回の胚移植まで至ったもの、または、採卵を試みた段階以降に医師の判断により中止したものについて 1 回とみなす。
（別添図 A～F）
- ②採卵に至らなかったケース（別添図 G、H）については、助成対象としない。
- ③別添図の「D 及び C」の治療の場合と、B の考え方の違いは次のとおり。
胚凍結の時点で、患者の月経周期が戻るまで待ってから胚移植を行う方針を主治医が立てており、当初の方針どおり胚移植を行ったケースは B に相当する。
胚凍結の時点では、患者の体調が非常に悪い等により、胚移植の断念を主治医が判断した場合、治療打ち切りとして D に相当する。後日（数周期後または数年後）、患者の体調が整ったため、以前に凍結した胚による移植を行ったケースは C に相当する。（どちらに該当するかは、主治医の判断による。）

4. 申請手続き

（1）提出書類

- ① 特定不妊治療費助成事業申請書（規則第 1 号様式）
- ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（要綱第 6 号様式）
- ③ 医療機関発行の領収書（原本必要）
 - ・ 申請者から原本の返却要請があった場合は、領収書に「特定不妊治療費〇

○円助成申請済み」等の記載をした上でコピーを取り返却する。

- ・ 助成対象治療分で 15 万円（C,F は 7.5 万円）以上の領収書があればよい。

④ 住民票（*下記一覧参照）

- ・ 夫または妻が世帯主の場合は夫婦の住民票。それ以外は世帯全員の住民票。
- ・ 3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・ 夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、前住所がわかるもの。

※ 続柄が省略されていないか確認する。（夫婦関係の確認は必須）

※ 前回の申請時に提出された住民票の発行日から 3 ヶ月以内であれば、省略できる（受付市町にて前回書類のコピーを添付）。

⑤ 夫婦の所得課税証明書（*下記一覧参照）

- ・ 前年分の所得を証明する証明書（6月以降に前年の所得課税証明書が発行されるようになるため、1月から5月までは前々年分の所得課税証明書）。
- ・ 控除額が記載されたものであること。
- ・ 2回目以降の申請の時、前回と同じである場合は省略できる（受付市町にて前回書類のコピーを添付）。
- ・ 所得がない場合でも、必ず夫婦両方の証明書が必要。市町に所得の申告をすれば、所得・課税証明書は発行される。

⑥ 戸籍謄本（初回申請時または住民票で夫婦であることが確認できない場合のみ必要）

- ・ 3ヶ月以内に発行されたもの
- ・ 戸籍謄本だけでは現住所が確認できないため、住民票も併せて必要。

【 * 現住所・婚姻関係・所得額を証明する書類の一覧表 】

種 別		添 付 書 類
夫及び妻が同一世帯に属する場合	夫又は妻が世帯主の場合	・ 夫婦の住民票（続柄の記載のあるもの） ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書）
	夫及び妻が世帯主でない場合	・ 世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの） ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書） ・ 戸籍謄本（配偶者の兄弟姉妹が同居している等の理由で、夫婦の住民票では夫婦であることが確認できない場合のみ） ・ 夫及び妻が外国人である場合は、婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書
夫及び妻が別世帯に属する場合		・ 夫及び妻の住民票抄本 ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書） ・ 戸籍謄本 ・ 夫及び妻が外国人である場合は、婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書

- ・平成24年7月9日から『新しい在留管理制度』が開始されたことに伴い、外国人が特定不妊治療費助成事業申請書を提出する際に添付する書類を、「外国人登録原票記載事項証明書」から「住民票」に変更した。
- ・住民票により夫婦の続柄が確認できない場合、両方もしくは一方が日本人の場合は戸籍謄本により、両方が外国人の場合は婚姻の届出の受理証明書（在日大使館等で入手していただく）又は記載事項証明書により確認する。（日本語訳も添付要）

■申請書類は、三重県ホームページからダウンロード可能。

三重県ホームページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/>) 左中段の「ネットで各種手続きサービス - 申請・届出等手続きの総合窓口」ページにて『特定不妊』でキーワード検索すると表示される。

(2) 申請方法

治療が終了した日から60日以内に必要書類を添えて住所地を管轄する市町に申請書を提出。持参または郵送可。ただし、郵送の場合、トラブルを防ぐために特定記録郵便で郵送してもらうこと。

※助成年度は、申請が行われた日を基準として考える。

(平成27年4月1日～平成28年3月31日の申請→平成27年度の助成)

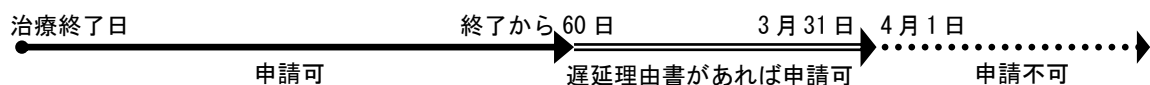
※郵送の場合の申請日は消印日とする。

※保健所でも申請を受け付けるものとする。

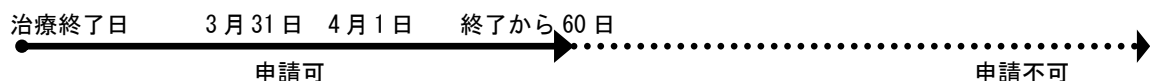
《治療が終了した日から60日を超えた場合の申請の取扱について》

- 遅延理由書を添付すれば、受付が可能である（後述よくあるQ & A 2参照）。
- 但し、治療が終了した日の属する年度内の申請に限る。治療終了日から60日を超え、かつ年度をまたぐ場合は、遅延理由書の有無に関係なく受付は不可能である。下図参照。
- 特に年度末はトラブルになりやすいので注意が必要。

①治療が終了した日から当該年度の3月31日まで60日以上ある場合



②治療が終了した日から当該年度の3月31日まで60日未満の場合



5. 申請書の受付および送付

市町は、申請内容や添付書類に不備がないか確認し、適正な場合受付をする。受付した書類は、写しを残して原本を保健所に送付する（四日市市を除く）。送付する書類は1ヶ月分をまとめて、翌月5日までに送付する。

保健所及び四日市市は、書類を確認後、とりまとめて同12日までに子育て支援課に送付する。

なお、市町および保健所は、特定不妊治療費助成事業申請受理簿（規則第4号様

式)を作成し、その写しを申請書送付時に添付する。

6. 助成の決定および決定通知書の送付

送付された書類は子育て支援課にて審査し、承認または不承認の決定を行なう。

決定後、三重県特定不妊治療費助成承認決定通知書(規則第2号様式)または三重県特定不妊治療費助成不承認決定通知書(規則第3号様式)を発行し、提出のあった保健所及び四日市市へ送付する。

保健所及び四日市市は、申請者に親展で上記の決定通知書を郵送する。

7. 助成金の支払い

子育て支援課にて助成の可否を決定後、申請者の指定する口座に振り込む。

支払日は月1回、子育て支援課受付の翌月20日。(20日が土日等、金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日) ※事情により、振込日が変更する場合があります。

例:4月中に受け付けた申請は、5月5日までに送付、6月20日に支払。

8. 所得要件

夫婦合算の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。

「所得合計額」－「80,000円」－「諸控除」※＝「所得」
(給与所得控除後の金額)(所得のある方のみ)(下記参照)

※『諸控除』の内容

◆雑損控除額 ◆医療費控除額 ◆小規模企業共済等掛金控除額

◆障害者控除額(普通)…該当者数×27万円

◆障害者控除額(特別)…該当者数×40万円

◆勤労学生控除額……該当する場合、27万円

【所得計算表】

		夫	妻
ア	所得の合計額(給与所得控除後の額)		
イ	社会保険料相当額(定額)→ <u>所得のある方のみ</u>	80,000	80,000
ウ	雑損控除額		
エ	医療費控除額		
オ	小規模企業共済等掛金控除額		
カ	障害者控除額(普通)(該当者数 人) (該当者数 × 270,000円)		
キ	障害者控除額(特別)(該当者数 人) (該当者数 × 400,000円)		
ク	勤労学生控除額(該当する場合、270,000円)		

ケ	イ＋ウ＋エ＋オ＋カ＋キ＋ク		
コ	所得額（ア－ケ）		
	合計（夫コ＋妻コ） 当事業の所得制限に使用する所得額	円	

※「コ」欄は0円未満にはならない

※所得の計算方法は、三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱第1条第1項第3号により、児童手当法施行令第3条を準用する。

9. 指定医療機関

三重県知事が三重県特定不妊治療費助成事業指定医療機関指定要領の規定に基づいて指定した、下記の医療機関。

（1）県内の指定医療機関

	指定医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
1	医療法人尚徳会ヨナハ産婦人科小児科病院	511-0838	桑名市大字和泉字イノ割219	0594-27-1703
2	医療法人慈芳産婦人科	510-0834	四日市市ときわ4-4-17	059-353-0508
3	医療法人尚豊会みたき総合病院	512-0911	四日市市生桑町菰池458-1	059-330-6000
4	こうのと里WOMEN'S CAREクリニック	510-0086	四日市市諏訪栄町176番地ローレルタワーシュロア四日市204	059-355-5577
5	みのうらレディースクリニック	510-0256	鈴鹿市磯山3-9-17	059-380-0018
6	三重大学医学部付属病院	514-8507	津市江戸橋2丁目174	059-232-1111
7	医療法人西山産婦人科	514-0103	津市栗真中山町202	059-232-0123
8	済生会松阪総合病院	515-8557	松阪市朝日町一区15-6	0598-51-2626
9	医療法人森川病院	518-0854	伊賀市上野忍町2516-7	0595-21-2425

※指定医療機関は、3年程度を目途に、要件に照らして再審査を行うものとする。

※平成27年度更新予定。

（2）県外の医療機関

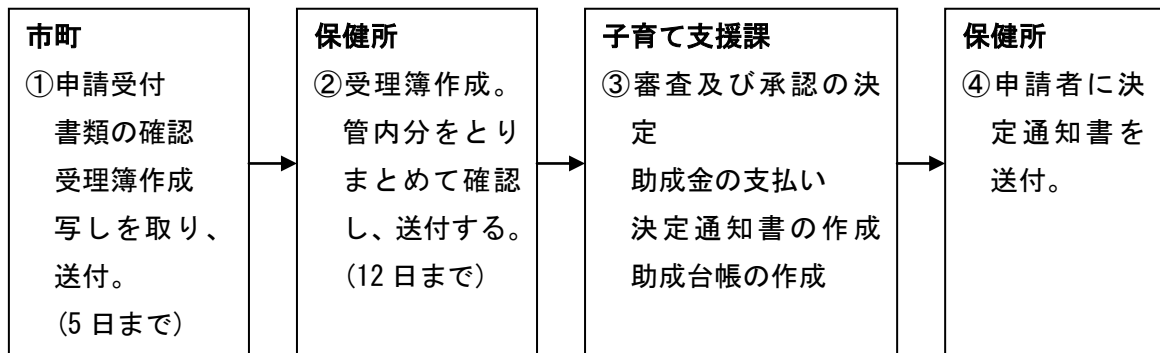
医療機関が所在する都道府県・指定都市・中核市の長が指定していれば、三重県知事が指定したこととみなす。

なお、県外の指定医療機関については、各都道府県・指定都市・中核市のホームページにて最新情報を確認できる（厚生労働省のホームページにリンク集掲載）。

10. 申請書受付事務の流れ

★「三重県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、受付業務等を市町へ権限移譲している。

A. 四日市市以外の市町



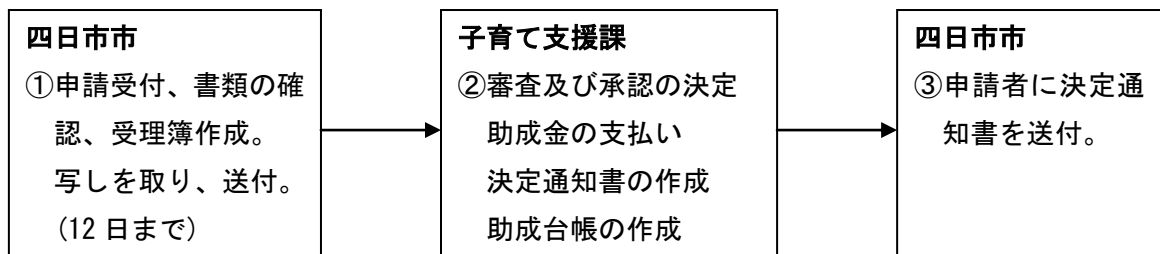
①受付・書類確認後、管内保健所を経由して送付する。

④決定通知書は、保健所が申請者宛に送付する。

※四日市市以外の市町は、保健所を経由し、受付業務のみを行う。

※三重郡(菰野町、朝日町、川越町)は、桑名保健所を経由する。(A)

B. 四日市市



①直接子育て支援課へ送付。

③四日市市が、決定通知書を申請者宛に送付する。

11. 申請受付時の対応について

不妊は極めて個人的な情報であり、対応には注意が必要です。

申請者の方は「出来ることなら他人に知られたくない」と思ってみえることを、常に念頭において対応してください。

(1) 申請時の受付

- ・「不妊の申請でみえた方」などという不用意な呼びかけ方は控え、案内や説明の際にも配慮して下さい。

- ・ 申請書を持参してきた申請者に対し、記入の確認を行ないますが、極めて個人的なプライバシーにかかわることでもあり、申請者の気持ちに配慮した対応を心がけ、不快な思いをさせないように気をつけてください。

(2) 電話、郵送時の注意

- ・ 電話などで問い合わせる場合は、申請者本人に行なうことを原則としてください。
特に、配偶者以外の家族には質問したり、伝言を頼んだりしない、「特定不妊治療費助成事業」の件であるということも言わないよう気をつけてください。
- ・ 助成金の決定通知書などを郵送したり、不備のある書類を返送する時は、「親展」扱いにし、申請者本人が開封するようにしてください。

(3) 書類などの取扱い

- ・ 申請書類などはかなり機密性の高い個人情報であることを自覚し、机上に放置したりしないようにし、決裁なども必要最小限にとどめ、保管については鍵のかかる書庫などにして下さい。
- ・ データはパソコンには保存せず、記録媒体に保存して申請書などの書類とともに鍵のかかる場所に厳重に保管してください。破棄する文書などはシュレッダーにかけ、データを自宅には持ち帰らないなど、盗難や情報流出のないよう気をつけてください。

(4) 保健所で受け付けた場合

- ・ 県で受け付けた申請が、県単補助金事業に該当する場合は、勝手に市町へ書類を送付せず、必ず申請者に「市町への申請の意向」を確認してから行なってください。
県のみに申請し、市町への申請は辞退するという方もいますので注意して下さい。

受付時のチェックポイント

申請書類	チェック項目
申請書	☐ 申請者および配偶者の氏名・住所の記入漏れはないですか？ ☐ 申請者および配偶者の印漏れはないですか？ ☐ 連絡先電話番号の記入はありますか？ ☐ 申請日は記入されていますか？ ☐ 振込口座の記入漏れはないですか？ ・ 金融機関名 ・ 支店名 ・ 預金種目 ・ 支店名 ・ 口座名義人ふりがな ☐ 振込口座は申請者のものですか？ ☐ 過去の助成回数を確認してください。 （※県外の分については子育て支援課にて確認） ☐ 裏面もありますか？申請書は両面様式です。裏面には治療結果等のデータ集計に関する同意文が記載されています。
受診等証明書	☐ 記載漏れはないですか？ ☐ 担当医師の印漏れはないですか？ ☐ 添付された領収書と治療期間は合っていますか？
現住所及び婚姻関係を証明 する書類 ・ 住民票 ・ 戸籍謄本または抄本	☐ 提出された書類で夫婦であることが確認できますか？ ☐ 3ヶ月以内に発行されたものですか？ ☐ 初回申請の場合は、戸籍謄本も添付されていますか？
所得課税証明書	☐ 夫婦双方の証明書がありますか？ ☐ 前年（1月から5月申請は前々年）の所得を証明するものですか？ ☐ 控除額のわかる所得課税証明書ですか？ ※当事業で使用する所得額が算定できるか確認。 ・ 前年（前々年）所得金額が確認できますか？ ・ 当事業での控除額（雑損、医療費、小規模企業共済等掛金、障害者、勤労学生）が確認できますか？
領収書	☐ 領収書は原本ですか？原本を返却し、コピーを添付する場合は原本に「申請済み」等の記載を行いましたか？ ☐ 証明書の領収金額に記載された分の領収書がありますか？領収金額が15万円を超えている場合は、15万円分の領収書がありますか？（CFの場合7万5千円） ☐ 特定不妊治療であることが分かりますか？（保険適用外等）また、対象から除外される費用は記載されていませんか？（文書料等）

特定不妊治療費助成事業 よくあるQ & A

別添Q & A集も合わせて参考にしてください。

Q 1 : 県外の医療機関で治療を受けている場合でも、助成の対象になりますか？

A 1 : 助成の対象となるのは、三重県が指定した医療機関で行った治療ですが、県外の医療機関については、その医療機関が所在する都道府県等が指定をしていれば、三重県の指定医療機関としてみなしますので、助成対象となります。なお、県外の指定医療機関については、各都道府県のホームページにて最新情報を確認できます。

Q 2 : 申請期限である「治療が終了した日から起算して60日以内」を過ぎてから申請がありましたが、受理していいのでしょうか？

A 2 : 基本的にはできません。ただし、やむをえない事情がある場合に限り「遅延理由書」を提出することにより申請が可能です。(最大でも年度内までです。60日を超えて、かつ年度をまたぐ場合、申請することはできません。)

なお、「遅延理由書」は任意様式で、押印は省略できます。

- ・ 具体的には、体調が悪く入院していたためなど。

Q 3 : 体外受精および顕微授精が助成の対象ですが、どの時点から治療を開始したことになるのですか？また、治療の終了はどの時点になりますか？

A 3 : 治療の開始時点は、主治医が体外受精及び顕微授精を開始すると決定したときです。それ以降の治療が対象になります。一般的には採卵のための排卵誘発剤の使用が開始時点となります。治療の終了は、妊娠反応検査を行なった日、もしくは治療を中断した日です。

ただし、卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合は、助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q 4 : 特定不妊治療にかかる全ての費用が助成対象となるのですか？

A 4 : 「受診等証明書」作成のための文書料、入院費、室料、食事代、凍結保存(管理)料は助成対象外です。ただし、卵を融解するための費用、胚移植は助成の対象となります。

Q 5 : 申請者が専業主婦の場合、所得・課税証明書は発行されるのでしょうか？

A 5 : 専業主婦でも市町に所得の申告をしている場合、所得・課税証明書は発行されますので、申告をしていない場合は申告して証明書を発行してもらってください。

Q 6 : 年度2回目の申請ですが、添付書類はすべて揃えなければいけないのでしょうか？

A 6 : 所得・課税証明書は、年度1回目と変更がない場合は省略することができます。
(1～5月は前々年の所得、6月以降は前年の所得証明になります。)

夫婦の住民票は、婚姻関係および住所の確認が必要なため、3ヶ月以内に発行されたものを提出してもらってください。（前回の申請時に提出された住民票が発行日から3ヶ月以内であれば、省略可）

Q 7 : 一回の治療費が15万円に満たない場合、数回分を合算して請求できますか？

A 7 : 別添図の「治療 1 回」の考え方にに基づき、A～Fのいずれかにあてはまるケースをもって1回分の請求とし、合算はできません。

Q 8 : 採卵に至らない場合は治療対象外となると聞きましたが、具体的にはどういう場合ですか？

A 8 : 卵胞が発育しない、または排卵終了などのため採卵を中止した場合 (G) や、採卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合 (H) を言います。
採卵を試みたが卵が得られなかったという場合 (F) は、助成対象になります。

Q 9 : 新鮮胚移植 (A) と凍結胚移植 (B) はどう違うのですか？

A 9 : 新鮮胚移植 (A) は、採卵後すぐに胚移植を行なう治療のことです。
凍結胚移植 (B) は、採卵・受精後、1～3 周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行なうとの、当初からの治療方針に基づく治療を行なった場合のことです。

Q 10 : 「凍結胚移植 (B)」と、「胚移植を中止し凍結 (D) →過去に凍結した胚を解凍して移植 (C)」はどう違うのですか？

A 10 : 胚凍結の時点で、患者の月経周期が戻るまで待ってから胚移植を行なう方針を主治医が立てており、当初の方針どおり胚移植を行なった場合は「凍結胚移植 (B)」に該当します。
患者の体調が悪い等により、胚移植の断念を主治医が判断した場合は、治療打ち切りとして D になります。後日 (数周期後または数年後)、患者の体調が整ったため、以前に凍結した胚による移植を行なったケースは C に相当します。
(どちらに該当するかは、主治医の判断によります。)

Q 11 : 領収書は原本でないといけないのですか？

A 11 : 領収書は原則として、原本を提出して下さい。
但し、次の場合は、コピーでもかまいません。
申請者が原本の返却を希望した場合は、領収書原本に「特定不妊治療費助成として〇〇円申請済み △△市」等の記載をしたうえでコピーを取り、原本を返却して下さい。
これは、確定申告における医療費控除の適用に当たっては、その対象となる医療費の金額から支給を受ける不妊治療費助成金の額を控除する必要があるため、医療費のうち、不妊治療費助成金の支給を受けた相当額が誤って医療費控除の対象となることを防止するためです。

特定不妊治療費助成金上乗せ事業について

夫婦合算所得 400万円未満の場合、10万円を限度に上乗せ助成が可能です。

〔事業概要〕

国補事業の要件に加え、下記の要件を満たすものが対象となります。

1. 実施主体は市町。
2. 三重県特定不妊治療費助成事業（以下「国補事業」という。）と**同時に申請**すること。
3. 夫婦のどちらか一方または双方が当該市町内に住所を有していること。（申請時）
4. 前年の夫婦合算の所得額が 400万円未満であること。
5. 平成25年度以前に国補助成を受けたものについては、助成回数は年度1回、通算5年間とする。5年間は連続していなくてもよいが、国補事業だけの助成も含めた5年間とする。平成26年度以降の国補事業の新規申請者については、全ての国補助成回数に対して上乗せが可能とする。
6. 助成額は、治療1回に要した費用から、国補事業で支給される15万円（C、Fの場合7万5千円）を控除し、10万円を限度に支給する。

事務手続きは、次のとおりです。

1. 上記の要件を満たす申請者に対して、市町が助成金を支払う。
2. 市町支払額の1/2を県が負担するため、次の手続きを行う。
3. 毎年度6月に市町から県へ補助金交付申請を行う。
4. 県から市町へ交付決定を行う。
5. 当該年度の助成額に基づいて3/31付けで市町から県へ変更交付申請を行う。
6. 県から市町へ変更交付決定を行う。
7. 市町から県へ実績報告を行う。
8. 県が助成内容を審査し、額の確定を行う。
9. 市町から県へ請求書を提出し、県から市町へ補助金を支払う。
10. 上記5～9の実際の事務手続きは翌年度4月となる。
11. これらの手続きは、保健所を経由せず、子育て支援課と市町の間で行う。

※男性不妊治療費助成事業、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業、不育症治療費等助成事業及び一般不妊治療費（人工授精）助成事業については、別添説明資料をご参照下さい。

〔実務取扱い上の注意点等〕

※保健所が受付を行う場合の保健所向け注意事項

申請者の方によっては、「県には申請するが、市町には申請をしたくない」という方もいますので、「県単補助金制度が利用できる」ということを説明した上、必ず市町への申請の意思を確認して下さい。



市町への申請を希望される場合は、市町の担当者と連絡を取り、申請書類一式のコピーを市町に送って下さい。

市町によっては、コピーでなく原本が欲しいという場合（この場合、県は市町長印で原本証明したコピーを送付してもらいます）、その他必要書類がある場合があるので、予め市町の担当者に確認しておいて下さい。

※県単助成を利用するタイミングについての注意事項

以下は平成25年度以前に国補事業の助成を受けたことのあるものについての取扱いです。平成26年度以降の国補事業の新規申請者については、全ての国補助成に対して上乗せが可能です。

年度1回目の申請時

- ・前年夫婦合算所得 400 万円未満の申請者の場合（A, B, D, E の場合）
合計 25 万円助成

国補事業（15 万円） 【財源：国 1/2、県 1/2】	県単補助金（10 万円上限） 【財源：県 1/2、市町 1/2】
---------------------------------	-------------------------------------

* 県単補助金は年度 1 回のみ

- 特定不妊治療費が 25 万円未満の場合は、国補事業 15 万円を優先し、15 万円を超えた分を県単補助分として助成してください。

- ・前年夫婦合算所得 400 万円以上 730 万円未満の申請者
15 万円助成

国補事業（15 万円上限） 【財源：国 1/2、県 1/2】

年度2回目の申請時

- ・前年夫婦合算所得 730 万円未満の申請者
15 万円助成

国補事業（15 万円上限） 【財源：国 1/2、県 1/2】

※所得が 400 万円未満でも、県単補助金の上乗せはない

※県単補助金は、原則、年度 1 回目の申請時とするが、1 回目の申請時に対象外になるなど、事情によっては 2 回目の申請時でも可とする。(市町の判断で)

上記に関して、「1 回目の申請時に対象外になる」場合とは、

- ① 1 回目の申請時には所得が 400 万円を超えていたが、2 回目の申請時には 400 万円未満だったため、初めて対象となった
- ② 1 回目の申請時に申請金額が 15 万円未満のため、対象外になった。

を想定しています。

問題になるのは、県単補助金の対象になるが、治療費が 25 万円未満のため(例 2)、今回は県単の申請を見送り、2 回目の時に上乗せ分を申請したい、という場合です。

(例 1) 治療費が 25 万円以上かった場合 → **計 25 万円助成**

国補事業 (15 万円) 【財源：国 1/2、県 1/2】	県単補助金 (10 万円上限) 【財源：県 1/2、市町 1/2】
----------------------------------	--------------------------------------

(例 2) 治療費が 20 万円だった場合 → **計 15 万円助成**

国補事業 (15 万円) 【財源：国 1/2、県 1/2】	県単補助金 (5 万円)
----------------------------------	-----------------



「2 回目の治療予定があるので、今回は県単申請を見送り、2 回目に申請したい」



これは、基本的には「市町の判断により、可とする」こととしています。



※ただし、この場合は、下記のことを申請者に説明し、了解を得た上で行なって下さい。

- ① 2 回目の治療が中止になった場合、さかのぼって 1 回目に上乗せはできないこと
(国補との同時申請が原則ですので、後から県単のみの申請は出来ません)
- ② 2 回目の申請時に所得が 400 万円を超えていたら、対象にならないこと

それでもよい、という申請者の意向があれば、1 回目の県単は辞退し、2 回目に送ることが出来ます。(市町の判断)

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（申請・その他）

No.	Q	A
1	県外の医療機関で治療を受けている場合でも、助成の対象になるか？	県外の医療機関については、その都道府県が指定をしていれば、助成の対象となる。県外の指定医療機関については、各都道府県のホームページで最新情報を確認できる。
2	治療中は他市町に住所があり、治療終了後に当該市町に引越してきた場合、新住所で申請できるか？	同じ年度内に前住所地で助成されていない場合は、申請できる。原則、申請時に居住している住所地にて申請するものとする。
3	治療中は内縁関係であったが、治療終了後に籍を入れて夫婦になった場合、助成を受けられるか？	治療開始時に婚姻している場合に助成対象となる（厚労省Q&A事例集H26.3.6）ため、治療中に内縁関係であった場合は助成は受けられない。
4	治療終了後、離婚した場合、助成を受けられるか？	また、申請時にも婚姻が継続している必要があるため、治療開始時に婚姻しており申請時には離婚している場合は、原則として助成は受けられない。但し、個別の事情によっては自治体の判断で助成対象としてもさしつかえない（厚労省母子保健課確認H26.11.5）とのことなので、このようなケースの場合は子育て支援課へ相談して下さい。
5	期日に間に合わなかった場合、遅延理由書により提出してもらおうが、どれだけ遅れてもいいのか？	原則として60日以内であるが、どうしてもやむを得ない事情がある場合、事情により検討する。ただし、最大でも年度内。
6	申請書欄の申請者および配偶者署名欄はそれぞれの自署じゃないといけないのか？	本来は自署でないとならないが、同じ筆跡で申請があった場合でも、不受理にしないでいい。押印についても同様。（押印はシャチハタ印でもかまわない。）
7	申請書の記載を誤った場合は書き直すのか？訂正印でいいのか？	訂正印でいい。
8	申請書の押印について、外国人で印鑑がない場合はサインでいいのか？	サインでいい。
9	戸籍謄本がなくても他の書類で続柄確認ができるか？	続柄や所得については、確認できる書類は多々あるが、本事業では、提出書類の複雑化を避けるため、住民票と戸籍謄（抄）本、所得証明書で確認することとする。（別途定められた市町長の証明でも可）
10	添付書類に不備があった場合、最初に申請書が提出された日を申請日として取り扱っていいか？	かまわない。
11	培養の段階で失敗した場合も助成対象になるのか？	採卵を試みた段階以降であれば、治療を中断した場合でも対象となる。
12	採卵に至らない場合は治療対象外となると聞いたが、具体的にはどういう場合か。	卵胞が発育しない、または排卵終了などのため採卵を中止した場合(G)や、採卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合(H)を言う。採卵を試みたが卵が得られなかったという場合(F)は、助成対象になる。
13	治療期間中の全ての領収書が必要か？	合わせて15万円を超える領収書のみでよい。（ただし、事業対象治療分のみで15万円になること。入院費・室料・文書料などは含まない）また、確定申告等で領収書原本の返却を求められた場合は、助成額該当分の領収書をコピーして申請書に添付、領収書原本は医療費助成申請受付済みの印を押して返却する。（県単補助事業の対象になる場合は、25万円分の領収書が必要になるので注意。）※CFの場合は7.5万円（H25～）
14	文書料は取っていいのか？（医療機関からの問い合わせ）	病院側の判断にまかせる。また、料金の設定についても病院側の判断にまかせる。ただし、文書料は助成対象にならない。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（申請・その他）

No.	Q	A
15	治療開始と治療終期はいつの時点か？	治療開始：主治医が体外受精または顕微授精を開始すると決定したとき（体外受精・顕微授精のための排卵誘発剤の使用開始時 等） 治療終了：妊娠反応検査または治療中断
16	領収書の金額が、事業対象治療分かどうかの確認が難しいが、どうすればよいのか？	「受診等証明書」の下欄の金額で事業対象となるかどうかを判断する。ただし、添付書類として領収書も提出してもらい、確認する。
17	夫および妻が外国人である場合、婚姻の届出の受理証明書または記載事項証明書を提出することになっているが、どこで発行してもらうのか？	届出をした市区町村の窓口で発行してもらう。 もしくは、 <u>出身国の在日大使館で発行してもらい、日本語訳をつけてもらう。</u> （訳文は、可能な限り第三者に証明してもらう。）
18	医療機関の領収書がレシートの場合？	医療機関がレシートしか発行していないときは、レシートでもかまわない。ただし、特定不妊治療助成対象の費用であることが記載され、医療機関の押印があること。
19	振込先の金融機関は限られているのか？	振込ができる金融機関は、県内外を問わず、地方銀行、都市銀行、信託銀行、長期信用銀行、商工中金、信用金庫、全国信用金庫連合会、県信農連（本所、支所）、県信漁連（本所、支所）、農協、ゆうちょ銀行などとなっている。
20	他県の医療機関で作成された「受診等証明書」には胚移植までの治療費しか記載されていない。対象となる治療は胚移植後の妊娠反応検査までだが、書き直してもらう必要があるか？	胚移植までの分で15万円(25万円)を超えているようなら書き直してもらう必要はない。自治体によっては、胚移植までを助成対象としているところもある。三重県では厚生労働省の見解に基づき妊娠反応検査までを助成対象としている。 ※CFの場合は7.5万円（H25～）
21	H21年に2回助成金を受給した。H22年3月に治療を行い、4月に入ってから申請をおこなった。助成金を受給は可能か？	4月に入ってから申請なので、H22年度の申請ということになり、可能。ただし、治療終了から60日以内の申請に限る。60日を超えると、前年度の治療分は受付が出来なくなるので、注意が必要。
22	H22年3月からH22年4月にかけて、治療をおこなった場合の取り扱い？	治療が終了した日の属する年度内に申請することになるので、H22年度の申請となる。なお、3月中に支払った治療費も含めてよい。
23	H22年4月に治療が終了したが、体調が悪かったため、申請が7月になってしまった…。	原則として申請ができるのは、治療が終了してから60日以内のものだが、この場合、「体調が悪かった」という理由があるため、申請できる。ただし、遅延理由書の添付が必要。
24	遅延理由書には必ず、押印が必要？ また、FAXで提出してもらってもいいか？	自筆の署名があれば、押印は不要。FAXでの提出も可能。
25	特定不妊治療にかかる全ての費用が助成対象となるのか？	「受診等証明書」作成のための文書料、入院費、室料、食事代、凍結保存(管理)料は助成対象外。ただし、卵を融解するための費用、胚移植は助成の対象となる。
26	申請金額が助成の上減額に満たなかった場合は、どこまで支給するのか？	「受診等証明書」の領収金額を上限とし、一円単位で助成を行うものとする。
27	1回目の治療費が助成の上限額に満たない場合、数回分を合算して請求できるか？	別添図の「治療1回」の考え方にに基づき、A～Fのいずれかに当てはまるケースをもって1回分の請求とし、合算はできない。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（申請・その他）

No.	Q	A
28	年度2回目の申請ですが、添付書類は全て揃えなければいけないか？	所得課税証明書は、1回目と変更がなければ省略できる。（1～5月は前々年の所得、6月以降は前年の所得証明になる） 住民票は、1回目と変更がなく、3ヶ月以内に発行されたものであれば省略できる。これらの書類を省略する場合は、申請を受け付ける市町で前回のコピーを添付する。
29	住民票や戸籍謄本は3ヶ月以内に発行されたものでないといけないか？	申請時に県内に居住していること、戸籍上の夫婦であることが申請の要件であるため、発行日より3ヶ月を過ぎたものは受理できない。
30	過去に助成を受けた者が離婚して別の者と結婚し、新たに不妊治療を行う場合、助成回数はどうなるのか？	助成は夫婦単位で行われることから、過去の助成実績は通算せず、新たに助成が受けられる。
31	第1子のための治療で助成を受けた者が、第2子のための治療で申請する場合、助成回数はどうなるのか？	第1子の時に助成を受けた回数も通算するため、残った助成回数まで受けられる。
32	受診等証明書の症例登録番号が記載されていないが、申請できるのか？	症例登録番号が記載されていないなくても、助成金の申請は可能である。
33	申請書の請求金額が、15万円(7.5万円)を超えているが・・。	申請書の請求金額は、あくまで「請求」金額であり、決定金額ではないので、書き直してもらわなくてもよい。ただし、上限額が15万円(7.5万円)である旨、申請者に説明して了解を得ること。また、請求金額よりも高い額を助成することは出来ないのでは、注意。
34	所得証明が、1～5月分は前々年のもの、とあるが、既に新しいものが発行されており、前年のものを提出された。取り直しの必要があるか？	市町によって誤差があるので、その時取れる最新のものを出示してもらった場合は、取り直しの必要はない。逆に、6月以降に古いものを提出された場合は、新しいものを取り直してもらう。 なお、夫婦合算所得を確認する必要があることから、夫婦それぞれ同一年度のものを取る必要がある。
35	添付された領収書の日付が、医師の証明した治療期間よりも前になっているが・・・。	医療機関によっては、料金を前納させるところもある。（その場合は、証明書に「前納」である旨記載してもらうよう、お願いをしています。）治療期間の前後で、その治療に関する支払であると確認できれば、多少のズレは構わない。
36	領収書に領収額が記載されているがその内訳が不明である場合は？	領収金額が、○特定不妊治療助成の対象となる費用か？ ○特定不妊治療期間中の費用か？ ○保険適用外の費用か？の確認が必要となるので、領収金額の明細書を付けてもらう。または、市町等の受付窓口から医療機関に電話等で確認したうえで、その結果を領収書に記載し、担当者が押印しておく。
37	領収書を無くした場合、医療機関で再交付できない場合は、証明書でも可能か？	医療機関発行の証明書（医療機関の押印必要）で良い。但し、領収金額とその明細がわかるものを付けてもらう。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（申請・その他）

No.	Q	A
38	指定医療機関が他の病院に一部の治療を依頼した場合の証明書の取扱は？	・原則は、証明書の領収金額に含め、欄外に「□□病院に依頼した〇〇の治療費△△円を含む」という旨を主治医により記載してもらう。 ・指定医療機関が証明書の領収金額に含めることができない場合は、欄外に「これ以外に□□病院に依頼した〇〇の治療費△△円あり」という旨を主治医により記載してもらう。 ・指定医療機関に全く書いてもらえない場合は、依頼された側の病院に、任意の様式で「添付の領収書は、□□病院からの依頼により特定不妊治療として行った、〇〇の治療費△△円である」旨の文書を作成してもらい、領収書を添付する。
39	H23年3月に治療が終了したケースについて、遅延理由書があれば60日以上経過しても申請は可能か？	不可能。遅延理由書により申請可能となるのは、治療が終了した日が属する年度内に限る。したがって、例えばH23.3.31に治療が終了したケースは、H23.5.30以降は一切受付ができない。 また、この旨を申請者に説明せずに受理してしまうとトラブルの元となるので、注意が必要。
40	領収書は原本でないといけないのか？	領収書は原則として、原本を提出して下さい。 但し、次の場合は、コピーでもかまいません。 申請者が原本の返却を希望した場合は、領収書原本に「特定不妊治療費助成として〇〇円申請済み △△市」等の記載をしたうえでコピーを取り、原本を返却して下さい。 これは、確定申告における医療費控除の適用に当たっては、その対象となる医療費の金額から支給を受ける不妊治療費助成金の額を控除する必要があるため、医療費のうち、不妊治療費助成金の支給を受けた相当額が誤って医療費控除の対象となることを防止するためです。
41	外国人が申請する場合は、外国人登録原票記載事項証明書を添付してきたが、外国人登録制度が廃止される平成24年7月9日以降に申請する際はどうか？	新しい在留管理制度において、中長期在留者は日本人と同様に住民票が作成されるようになるため、申請の際は、日本人と同様に住民票を添付することになる。
42	外国人登録制度廃止後に、外国人が住民票ではなく外国人登録原票記載事項証明書を添付して申請してきた場合、受理してよいのか？	申請時から3ヶ月以内に発行されたものであれば、有効であり、受理してよい。
43	不法滞在者は、助成を受けられるのか？	受けることはできない。助成対象者は、適法な在留資格を有する外国人に限る。
44	外国人登録法では、短期滞在など90日以内の滞在であっても外国人登録が可能であったため、外国人登録原票記載事項証明書により住居地を証明できた。制度廃止後は、夫婦ともに短期滞在者である場合、どのように住居地を証明するのか？	短期滞在者は新しい在留管理制度の対象外であり、短期滞在者の住居地を公証する証明書は発行されない。 公共料金領収書(発行日から3ヶ月以内)の写しその他、現住所が記載されているものを添付することで住居地を証明する。 また、不法滞在者でないことを証明するため、パスポート・ビザの写し等を添付する。
45	平成25年度から、治療内容C、Fの助成上限額が7.5万円になったが、県単上乗せの取扱いはC、Fの時はどうか？	治療内容C、Fの時は、7.5万円を超える部分について、上限10万円の上乗せとなる。よって、最大17.5万円となる。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（申請・その他）

No.	Q	A
46	治療終了から60日を超えた場合、年度内なら遅延理由書を書けば申請できるのに、年度をまたぐ場合は申請できないのはなぜか？	当事業について国の要綱では、原則として治療の終了した日の属する年度内に申請すること、と規定されている。 国の要綱をふまえて制定している三重県の規則では、治療終了日から<u>60日以内</u>に申請すること、と規定している。 年度末に治療が終了したものが年度内に申請することは困難であることから、三重県では年度をまたいでも60日以内まで認めている。 また、60日を超えていても年度内であれば、国の規定は満たすため、遅延理由書の添付により申請を可能としている。 しかし、60日を超えて年度をまたぐと、国の規定も県の規定も満たさないため申請はできない。
47	60日の起算日はいつか？	治療が終了した日を1日目と数える。 規則第5条第2項「(略)治療が終了した日から起算して六十日以内(略)」と規定しており、初日参入の扱いとなる。※初日不算入の例外(民法138、140条)。
48	夫婦の住所が異なる場合、決定通知書に表記される住所はどちらの住所か？	・原則 口座名義人の側 ・例外1 口座名義人が県外在住の場合は県内在住者の側 ・例外2 夫婦ともに県内だが市町が異なる場合は申請を受け付けた市町に住んでいる側
49	申請者から決定通知書を住民票に記載の住所以外の住所へ送付するように希望があったがどのように対応したらよいのか？	決定通知書の宛名には住民票に登録のある住所を記載するので、個別に対応し、送付すること。
50	市町が複数回の特定不妊治療費を合算した金額を基準に助成している場合、県単上乗せ補助金はどのように取り扱うのか？ また、年度をまたぐ場合の取扱いはどうか？	県単上乗せ補助金は、1回の治療にかかる1回の国補助成金の上乗せとして支給するため、複数回を合算することはない。1回の治療費のうち15万円(7.5万円)を上回る部分について10万円まで対象とする。 ※補助金審査の方法 ・市町から実績報告のあった対象者について、その対象者が国補事業の申請時に提出した医療費証明書の治療費を確認。 ・補助対象額＝治療費－15万円(7.5万円)≤10万円となる。市町がこれを上回る助成をしている場合は超過分は補助対象とならない。 ・当該年度の国補事業の助成者に限る。前年度の国補助成者に対して市町が翌年度に助成した場合は補助対象とならない。
51	平成26年度からの上乗せ回数の変更に かかる取扱いについて教えてほしい。	・平成25年度までの助成実績者は年1回通算5年間。但し28年度以降は国補助成回数の範囲内。 ・平成26年度以降の新規申請者は国補助成回数の全てに上乗せ可能。但し、市町により国補助成回数の範囲内で上乗せ回数を減らすことは可能。
52	男性不妊治療費助成事業の助成額の計算方法について、具体例を示してほしい。	①合計治療費60万円(TESE30万円、顕微授精30万円)のケース →基本15万+上乗せ10万+男性上乗せ5万=30万 ②合計治療費25万円(TESE10万円、顕微授精15万円)のケース →基本15万+上乗せ10万=25万 ③合計治療費40万円(TESE4万円、顕微授精36万円)のケース(実際にはTESEはこれほど安くないが) →基本15万+上乗せ10万+男性上乗せ4万=29万 ④合計治療費28万円(TESE18万円、顕微授精10万円)のケース →基本15万+上乗せ10万+男性上乗せ3万=28万

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（申請・その他）

No.	Q	A
53	第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象となるのはどのような夫婦か？また、助成を受けた特定不妊治療により出産した子がいることが要件となるのか？	・26～27年度は初回治療開始時40歳未満の新規申請者が通算6回助成を受けた後、追加で2回分が対象となる。 ・28年度以降は、初回治療開始時40歳未満の新規申請者が通算6回助成を受けた後、追加で2回分、同じく40歳以上43歳未満の新規申請者が通算3回助成を受けた後、追加で5回分が対象となる。但し43歳未満に限る。 ・いずれも、「初年度3回2年目以降年2回通算5年通算10回」が適用される夫婦（25年度以前からの助成者および26～27年度の治療開始時40歳以上の助成者）は当事業の対象とならない。 ・不妊治療による出産に限らず、夫婦から出生した実子が1人以上いれば対象となる。
54	不育症治療費等助成事業について、各市町の助成要件と県の補助要件が異なるが、どこまで補助を受けることができるのか？	不育症治療費等助成については、市町が先行して事業を開始し県が後から補助事業を開始したことから、助成要件は各市町に委ねている。その中で、県の要件を満たす部分についてのみ補助対象となる。
55	Bに該当する治療を行う途中で、別の治療を行った場合、その期間が重複していても助成対象となるのか？ （具体例） 1 採卵・受精を行い、その後に凍結胚移植を行う前提で胚凍結した。 2 1の後、凍結胚移植を行うまでに、新たに採卵したが受精できず終了した。 3 2の後、1で凍結していた胚を融解して移植した。	1+3=B、2=E の2回分が助成対象となる。この場合、BとEの期間は重複していてもかまわない（厚労省母子保健課確認H26.7.14）。
56	平成26年11月から、初回申請時に戸籍謄本の提出が必要となったのはなぜか？どのようなケースで提出が必要なのか？他の書類はどうなるのか？	三重県ではこれまで助成対象者を『申請時点で法律上の婚姻をしている夫婦』としていたが、平成26年3月6日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡で送付のあった「不妊に悩む方への特定治療支援事業Q&A事例集」において、助成対象者は『治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦』であるとの解釈が示されたことから、婚姻日の確認のため、戸籍謄本の提出が必要となった。 <u>三重県へ初めて申請するケースで必要となる。他県で助成実績がある場合も必要。平成26年10月以前に三重県で助成実績がある場合は不要。2回目以降も不要。</u> 戸籍謄本以外の書類は、従来と同様に必要。
57	一般不妊治療費助成事業について、各市町の助成要件と県の補助要件が異なるが、どこまで補助を受けることができるのか？	一般不妊治療費助成については、市町が先行して事業を開始し県が後から補助事業を開始したことから、助成要件は各市町に委ねている。その中で、県の要件を満たす部分についてのみ補助対象となる。
58	一般不妊治療費助成金について、複数回の治療を合算、あるいは年間の治療費を合算した金額に対して助成している市町がある。県補助額および回数は、1件1万円、1年度1回5年間だが、どこまでが補助対象となるのか？	市町が1夫婦に対して当該年度に支出した人工授精費用にかかる助成額を合計して1件と数える。この1件に対する補助上限額が1万円となる。
59	勤務先の会社から特定不妊治療費に対する助成金を受けられる。会社から助成を受けた治療は、県からも助成金を合せて受けることができるのか？	受けることができる。県の助成金と企業等の助成金は無関係であるため、企業等の助成金の有無は県の助成金の可否に影響しない。 但し、次のような場合は、県の助成金を受けることはできない。 ・確定申告済みの治療費。 ・他都道府県・政令市・中核市から、特定不妊治療費助成金を受けた治療と同一の治療についての申請（夫婦の一方が他県在住の場合等）。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（申請・その他）

No.	Q	A
60	凍結保存料は助成対象にならないとのことだが、具体例を示してほしい。	「精子、卵子、受精胚の凍結料は助成対象としてさしつかえない。ただし、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料（保存料）は助成対象としない。」（厚生労働省QAより） ※領収書で「凍結手技料」等の表記になっているものは助成対象となる。
61	振込先口座の名義人が旧姓の場合も振込は可能か？	可能。但し、口座名義人の氏名が旧姓であることを申請書の余白に記載しておくこと。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（治療）

No.	Q	A
1	培養の段階で失敗した場合も助成対象になるのか？	採卵を試みた段階以降であれば、治療を中断した場合でも対象となる。
2	治療開始と治療終期はいつの時点か？	治療開始：主治医が体外受精または顕微授精を開始すると決定したとき（体外受精・顕微授精のための排卵誘発剤の使用開始時 等） 治療終了：妊娠反応検査または治療中断
3	他県の医療機関で作成された「受診等証明書」には胚移植までの治療費しか記載されていない。対象となる治療は胚移植後の妊娠反応検査までだが、書き直してもらう必要があるか？	胚移植までの分で15万円(25万円)を超えているようなら書き直してもらう必要はない。自治体によっては、胚移植までを助成対象としているところもある。三重県では厚生労働省の見解に基づき妊娠反応検査までを助成対象としている。
4	通院している指定医療機関が遠方のため、近くの指定されていない医療機関で注射・投薬・検査などを行っている。注射等にかかる費用は助成対象になるか？	指定医療機関の医師の指導による特定不妊治療の一環であれば、助成対象に含めてもよい。この場合、 <u>受診等証明書は指定医療機関の医師が作成する</u> 。ただし、採卵に至らなかった場合は助成対象外となる。
5	男性不妊治療は、助成対象となるのか？	特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)または精巣上体内精子吸引採取法(MESA)の費用は、助成対象としてさしつかえない。 指定医療機関Pの医師が行う特定不妊治療に至る過程の一環として、Pの医師の指導に基づき、他の医療機関R(指定を受けていない医療機関である場合も含む)において精巣内精子生検採取法(TESE)等を行った場合、患者がRに支払った費用を助成対象に含めてさしつかえない。この場合、受診等証明書はPの医師が作成する。 精巣内精子生検採取法(TESE)等を行ったが精子が採取できず、治療が継続できなくなったケースで、採卵を行っていない場合は、助成対象としない。 (厚生労働省平成19年度Q&A)
6	採卵後体調が悪く、移植を中止して凍結保存した。移植は来年度以降になる予定。採卵にかかった費用について、助成金申請できるか？	移植を中止した理由が、医学的な理由による医師の判断によるものであれば、助成対象となる(ケースDに該当)。ただし、凍結保存にかかる費用(管理料)については助成対象外。
7	過去に凍結した受精卵を使用し、今回は胚移植のみを行なった。助成の対象になるのか？	ケースCに該当し、対象になる。ただし、融解に失敗して治療を中断した場合は、助成対象とはならない。
8	体外受精(IVF)や顕微授精(ICSI)と同じ高度生殖医療(ART)である配偶子卵管移植法(GIFT)や接合子卵管内移植法(ZIFT)は助成の対象にならないのか？	高度生殖医療は助成対象になる。そのような事例があった場合は、子育て支援課にお問い合わせを！
9	採卵に至らない場合は治療対象外となると聞いたが、具体的にはどういう場合か。	卵胞が発育しない、または排卵終了などのため採卵を中止した場合(G)や、採卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合(H)を言う。採卵を試みたが卵が得られなかったという場合(F)は、助成対象になる。
10	新鮮胚移植(A)と凍結胚移植(B)の違いは？	新鮮胚移植(A)は、採卵後すぐに胚移植を行なう治療。凍結胚移植(B)は、採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行なうとの、 <u>当初からの治療方針に基づく治療</u> を行なった場合。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q & A （治療）

No.	Q	A
11	「凍結胚移植(B)」と、「胚移植を中止し凍結(D)→過去に凍結した胚を解凍して移植(C)」の違いは？	胚凍結の時点で、患者の月経周期が戻るまで待ってから胚移植を行なう方針を主治医が立てており、 <u>当初の方針どおり胚移植を行なった場合は「凍結胚移植(B)」に該当する。</u> 患者の体調が悪い等により、 <u>胚移植の断念を主治医が判断した場合は、治療打ち切りとしてD。</u> 後日(数周期後または数年後)、患者の体調が整ったため、 <u>以前に凍結した胚による移植を行なったケースはCに相当する。</u>
12	特定不妊治療にかかる全ての費用が助成対象となるのか？	「受診等証明書」作成のための文書料、入院費、室料、食事代、凍結保存(管理)料は助成対象外。ただし、卵を融解するための費用、胚移植は助成の対象となる。
13	不育症患者について、着床前診断を行なうための体外受精・顕微授精は助成対象となるか？	不妊治療には当たらないことから、助成対象とはならない。
14	凍結胚の融解胚移植を行なおうとしたが、融解に失敗して治療を終了した場合は、助成対象となるか？	融解に失敗した場合は、助成対象とはならない。
15	男性不妊治療費助成事業の対象となる治療はどのようなものか？	特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)または精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等であり、保険診療外のもの。従来から特定不妊治療費助成事業の対象となっていた治療と同じ。
16	上記の「手術等」の「等」にはどのようなものが含まれるのか？	手術に伴う投薬・注射を想定している。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（所得関係）

No.	Q	A
1	専業主婦の場合、所得課税証明書は発行されるのか？ 発行される場合0円のを提出してもらうのか？	所得がない場合でも、市町に申告すればすぐに0円の所得証明書を発行してもらえるので、提出してもらう。
2	源泉徴収票の給与所得控除額後の金額が2人で730万円未満なら所得課税証明書は不要か？	源泉徴収票の給与所得控除額が730万円未満なら対象となるが、源泉徴収票だけでは他に所得がないかどうかの確認ができない。そのため、申請者全員に所得課税証明書を提出してもらうこと。
3	提出された所得課税証明書には、児童手当法施行令による控除額（雑損控除額等）が記載されていないが、取り直してもらう必要があるか？	前年総所得金額の夫婦合算合計が730万円未満であると確認できれば、取り直してもらう必要はない。730万円以上の時は、控除額を確認する必要があるため、取り直してもらう。
4	所得合計額に <u>上場分株式譲渡所得</u> も含むのか？	含まない。所得合計額とは、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額並、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額。それ以外のものは含まないので、注意。
5	所得課税証明書のかわりに源泉徴収票でもいいか？	源泉徴収票だけでは他に所得がないかどうかの確認ができない。そのため、必ず市町が発行した証明書を提出してもらうこと。
6	年度2回目の申請ですが、添付書類は全て揃えなければいけないか？	所得証明のみ、1回目と変更がなければ省略できる。（1～5月は前々年の所得、6月以降は前年の所得証明になる）住民票謄本は、婚姻関係と住所の確認が必要なため、3ヶ月以内に発行されたものが必要。
7	所得課税証明書ではなく課税証明書が提出されたが？	総所得金額等の記載があり、所得を計算できればOK。
8	夫婦のどちらかが海外に在住しているので所得証明が取れないが、その場合はどうすればよいのか？	海外に在住している場合は、日本には税金を納めていないため、児童手当法の規定により所得はゼロと判断してもよい。（厚生労働省確認済み） 住民票で外国在住を確認のうえ、申請者から「申立書（任意様式可）」を添付してもらう。
9	1月1日現在は海外に在住していたため、数年前の所得証明しか発行されないがそれでも認められるか？	※申立書記入例：「〇〇と〇〇は平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで〇〇に在住のため、所得課税証明書は発行されませんでした。」
10	平成21年の途中でA市からB市に転居した場合、21年の所得証明はどちらで取れるのか？	21年中の収入は、「22年度の所得証明」として22年1月1日現在に住居している市町で発行される。そのため、この場合はB市役所で発行される。
11	所得課税証明書の繰越控除の欄に記入があるが、所得の計算上、どのように取扱うのか？	・繰越控除の内容によっては、総所得金額から控除する場合がある。例えば、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」は控除できることがある。内容を確認するため、詳細が分かる書類（確定申告書関連書類等）を提出してもらう必要がある。 ・但し、繰越控除の金額の有無によって結果が変わらない場合（控除しなくても730万未満、400万未満）は、申請者の負担を鑑み、追加書類の提出は不要とする。

三重県特定不妊治療費助成事業 Q&A（所得関係）

No.	Q	A
12	夫婦合算所得730万円未満の根拠は何か？	特定不妊治療による経済的負担を軽減するための制度であるため、高額所得者は除外している。 国民生活基礎調査(H16およびH19)において、「夫婦のみまたは夫婦及び未婚の子」かつ「妻25～44歳」の世帯の90%が夫婦合算所得730万円未満であることを基準にしている。 （厚生労働省 母子保健課担当者に確認）
13	夫婦合算所得400万円未満の根拠は何か？	低所得者については、特に経済的負担が大きいことから上乗せ助成を行っている。三重県の特定不妊治療費助成者のうち、概ね5割が夫婦合算所得400万円未満であることを基準にしている。

特定不妊治療費助成事業にかかる年度末の取扱いについて 〔平成27年度版〕

【基本ルール】

- 助成年度は、申請日が基準となります。
- 平成27年度に治療が終了した場合は、原則として27年度内に申請していただきますが、治療が終了した日から60日以内であれば、4～5月中の申請も認められます。（ケース1）ただし、その場合は、平成28年度の1回目の申請となります。
- 年度をまたいで治療が行われた場合は、新年度の申請となります。この場合、前年度中に支払った治療費も含めて申請できます。（ケース2）
- 平成27年度に治療が終了し、治療が終了した日から60日を超える場合は、4月以降は申請できません。（ケース3）

ケース1 平成28年3月に治療が終了した場合

- ① 平成28年3月中に申請があった場合は、平成27年度分の申請となります。
- ② 平成28年4月に申請があった場合は、平成28年度分の申請となります。

ケース2 平成28年3月から4月にかけて治療を行った場合

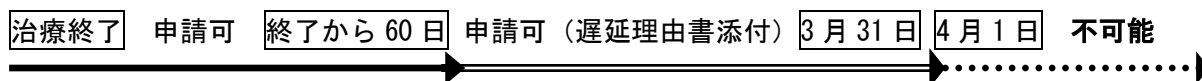
（例）平成28年3月に採卵、4月1日に胚移植を行い、4月16日に妊娠反応検査を行った。

治療が終了した日（妊娠反応検査を行った日）が平成28年度であるため、このケースの場合は、平成28年度の申請となります。なお、対象となる治療費は3月の採卵分も含めた額となります。

ケース3 平成27年度に治療が終了し、申請日まで60日を超える場合

- やむを得ず治療終了日から60日を超える場合、遅延理由書を添付することで申請が可能です。但し、治療が終了した日の属する年度内の申請に限ります。治療終了日から60日を超え、かつ年度をまたぐ場合は、遅延理由書の有無に関係なく申請は不可能となります（下図参照）。
- 例えば、H27.12.1に治療が終了したケースの場合、H28.3.31までは遅延理由書を添付すれば申請できますが、H28.4.1以降は申請ができません。
- 例えば、H28.3.31に治療が終了したケースの場合、H28.5.29以降は申請ができません。

※治療が終了した日から当該年度の3月31日まで60日以上ある場合



※治療が終了した日から当該年度の3月31日まで60日未満の場合



平成27年度は3月31日が木曜日です。窓口での受付は31日（木）まで、郵送での提出は31日までの消印があるものが27年度の申請となります。それ以降は28年度の申請となりますので、ご注意ください。

指定医療機関におかれましては、患者様へお早めに申請いただくよう、ご案内をお願いいたします。

特定不妊治療費助成金を申請される皆さまへ

〔平成27年度版〕

(1) 申請に必要な書類は、次のとおりですので、説明内容をご確認の上、ご準備下さい。

①特定不妊治療費助成事業申請書

- ・ 太枠の中は全て記入して下さい。
- ・ 特に振込口座については、通帳等を再度ご確認の上、誤りのないようご記入下さい。
- ・ 申請書は両面様式です。HPからダウンロードされる場合は裏面も印刷して下さい。

②特定不妊治療費助成事業受診等証明書

- ・ 治療を行った指定医療機関へ作成を依頼して下さい。

③医療機関発行の領収書

- ・ 必ず領収書原本を提出して下さい。
- ・ 領収書原本の返却を希望される場合は、窓口でお申し付け下さい。原本に「特定不妊治療費〇〇円助成申請済み」等の記載をした上でコピーを取り、返却します。これは、不妊治療を受けた方が、確定申告において医療費控除の適用を行う場合、その対象となる医療費の金額から支給を受ける不妊治療費助成金の額を控除する必要があるためです。
- ・ 助成金は最大15万円です。
- ・ 治療費が15万円（治療内容CFの場合7万5千円）以上の場合、領収書は15万円（CF7万5千円）分のみの提出でかまいません。但し、市町からの助成金を合せて受ける場合は、市町の制度に基づいて取扱いますので、窓口でご確認下さい。
- ・ 領収書に保険診療分、文書料、入院費（室料）、食事代、凍結保存料が含まれている場合、これらの費用は助成対象外です。

④住民票

- ・ 申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。2回目以降の場合、前回提出された住民票の発行日から3ヶ月以内であれば、省略できます。
- ・ 夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、現住所、住民となった年月日、前住所を確認する必要がありますので、これらの記載を省略しないようご注意下さい。
- ・ 原則として、世帯全員の住民票が必要です。夫または妻が世帯主である場合は、夫婦の住民票のみでかまいません。
- ・ 夫婦が別世帯に属するなど、住民票で夫婦の続柄が確認できない場合は、戸籍謄本の提出が必要です（下記⑥）。（※法律上の夫婦であることを確認するためです。）

⑤夫婦の所得課税証明書

- ・ 控除額が記載された所得課税証明書を提出して下さい。
- ・ 夫婦それぞれの前年の所得を証明する証明書です。（※概ね6月以降に前年の所得課税証明書が発行されるようになるため、1月から5月までは前々年の所得課税証明書となります。）申請時点において取得可能な最新の所得課税証明書（但し夫婦ともに同じ年度のもの）を提出して下さい。
- ・ 2回目以降の場合、前回提出された証明書と同じである場合は省略できます。
- ・ 所得がない場合でも、必ず夫婦両方の証明書が必要です。
- ・ 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満の方が対象です。

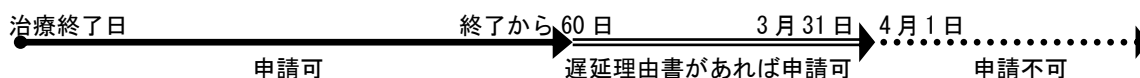
⑥戸籍謄本（**初回申請時**または住民票で夫婦であることが確認できない場合のみ必要）

- ・ **初回申請者は戸籍謄本の提出が必須です。（※婚姻の日付を確認するためです）。**
- ・ 申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。2回目以降の場合、前回提出された戸籍謄本の発行日から3ヶ月以内であれば、省略できます。
- ・ 戸籍謄本が必要な場合も住民票は必要です。（※現住所を確認するためです。）

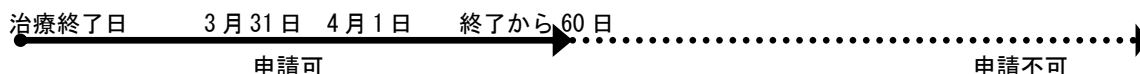
（2）申請期限にご注意下さい。

- 申請は必ず治療が終了した日から60日以内に行ってください。
- やむを得ない理由により60日を超えた場合は遅延理由書を提出していただく必要があります。
- 但し、遅延理由書を添付した申請が可能なのは、治療が終了した日の属する年度内に限ります。治療終了日から60日を超え、かつ年度をまたぐ場合は、遅延理由書の有無に関係なく申請ができませんので、ご注意ください。

①治療が終了した日から当該年度の3月31日まで60日以上ある場合



②治療が終了した日から当該年度の3月31日まで60日未満の場合



（3）申請から支払までの流れは、次のとおりです。

- ① 市町または保健所へ申請いただいた書類は、県子育て支援課で審査します。
- ② 審査の際に、書類の内容確認や追加提出が必要となった場合、市町または保健所を通して申請者の方へ連絡、依頼させていただきます。
- ③ 審査の結果、承認となった場合は承認決定通知書を、不承認となった場合は不承認決定通知書を、保健所から（四日市市は市から）申請者の方へ、申請日の翌々月の中旬に郵送します。
- ④ 振込予定日は、原則として、申請日の翌々月の20日です。20日が土日祝日の場合は、翌営業日となります。例えば、4月に申請された場合は、6月20日が振込予定日となります（通知書の郵送は6月中旬です）。
- ⑤ 振込予定日に口座誤り等による振込不能が発生した場合は、県子育て支援課から申請者へ確認の電話連絡をさせていただきます。

（4）（参考）市町の不妊治療費等助成制度は、次のとおりです。

市町の不妊治療費等助成制度について	
事業	概要
①特定不妊治療費助成金上乘せ事業	特定不妊治療費助成金に追加して1回最大 10万円 上乘せ助成
②男性不妊治療費助成事業	男性不妊治療を含む場合は①に追加して1回最大 5万円 上乘せ助成
③第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業	第2子以降の体外受精・顕微授精については、助成回数を累計 8回 まで拡大
④不育症治療費等助成事業	不育症治療等にかかる費用を助成（助成額等は市町により異なる）
⑤一般不妊治療費助成事業	人工授精にかかる費用を助成（助成額等は市町により異なる）
※ ①は全市町が実施しています。②③④⑤は一部の市町が実施しています。 ※ 所得条件など詳細については、各市町の窓口でご確認下さい。	

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県健康福祉部子ども・家庭局
子育て支援課 母子保健班
電話 059-224-2248

平成26年度から特定不妊治療費助成回数が年齢に応じて変更になりました。

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢および助成実績		平成26～27年度	平成28年度～
40歳未満	平成26年度以降に新規に助成を申請する方 (a)	年間制限なく通算6回まで	年間制限なく通算6回まで
	平成25年度までに助成を受けている方 (c)	初年度は年3回まで、 2年度目以降は年2回まで、 通算5年間、通算10回まで	
40歳以上	平成26年度以降に新規に助成を申請する方 (b)	初年度は年3回まで、 2年度目は年2回まで	年間制限なく通算3回まで
	平成25年度までに助成を受けている方 (c)	初年度は年3回まで、 2年度目以降は年2回まで、 通算5年間、通算10回まで	※但し治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合は助成対象外

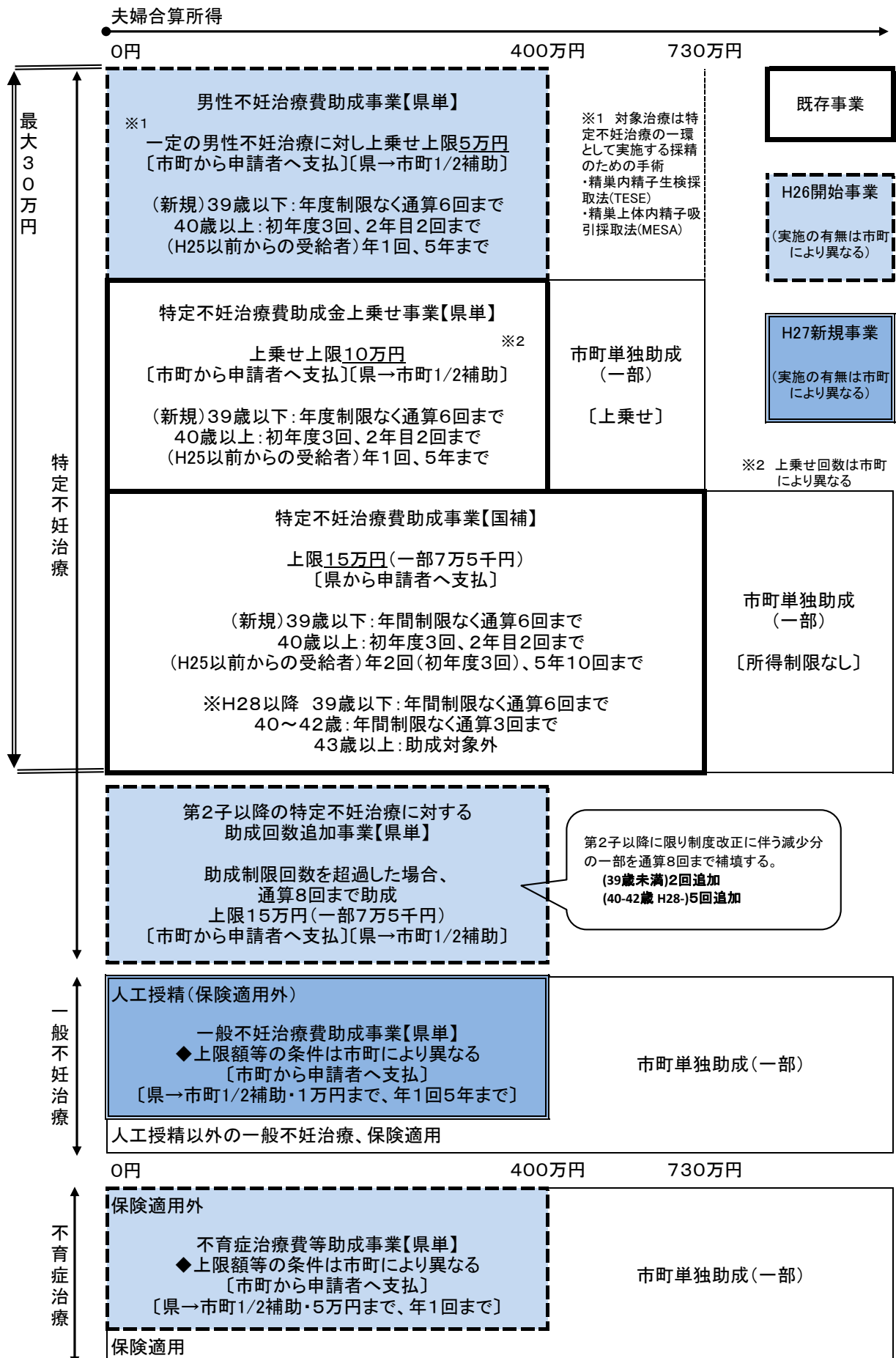
※別添「通算助成回数早見表」も併せてご参照下さい。

助成承認者へお送りする「三重県特定不妊治療費助成承認決定通知書」には下記の事項を記載しています。

- ①助成回数は、○年目△回目通算□回目という記載をしています。△は年度内の回数、□は通算の回数です。
- ②各助成承認者に適用される制限回数は、「制限回数区分」として上記図の(a)(b)(c)のいずれかを記載しています。

【不妊相談・治療支援事業】

平成27年度 不妊治療、不育症治療にかかる助成制度の概要図



平成 27 年度 不妊相談・治療支援事業の概要

(1) 特定不妊治療費助成事業 394,965 千円（うち県費 197,505 千円）

特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられている。このため、特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援する。

【助成要件】

- ・実施主体：県
- ・対象治療：体外受精、顕微授精
- ・対象者：県内に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：上限 15 万円（一部 7.5 万円）
- ・助成回数

（平成 26 年度以降の新規申請者）

39 歳以下は年間制限なく通算 6 回まで。40 歳以上は初年度 3 回まで、2 年目 2 回まで。

（平成 25 年度以前からの助成者）

1 年度目は年 3 回まで、2 年度目以降は年 2 回を限度に通算 5 年間、通算 10 回まで。

- ・所得制限：夫婦合算所得 730 万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

(2) 特定不妊治療費助成金上乗せ事業 38,400 千円（うち県費 38,400 千円）

所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きいことから、特定不妊治療費助成金の上乗せ助成を行う。

【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：体外受精、顕微授精
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：上限 10 万円（県 1/2、市町 1/2）
- ・助成回数

（平成 26 年度以降の新規申請者）

39 歳以下は年間制限なく通算 6 回まで。40 歳以上は初年度 3 回まで、2 年目 2 回まで。

（平成 25 年度以前からの助成者）

1 年度あたり 1 回、通算 5 年間まで。

- ・所得制限：夫婦合算所得 400 万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

(3) 男性不妊治療費助成事業 650 千円（うち県費 650 千円）

不妊の原因の半数は男性にあるが、このことは広く知られておらず、不妊に悩む夫婦の精神的な負担の一因となっている。男性不妊について広く周知啓発することにより、不妊に悩む夫婦が安心して妊娠・出産ができる環境を整備していく。

また、所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きいことから、

上乗せ助成を行っているところであるが、男性不妊治療を行う場合、さらに治療費が増大し経済的負担が一層大きくなるため、特に重点的に支援を行う。

【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）または精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等。保険適用外の治療であること。
- ・対象者：県の特定不妊治療費助成を受け、市町が上乗せ助成した夫婦のうち、医療費が助成上限額を超過し、かつ男性を対象とする不妊治療を受けた夫婦。
- ・助成額：上限5万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：（2）と同じ
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関または同医療機関の医師の指示等により受診した医療機関。

（４）第２子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業 819 千円（うち県費 819 千円）

国の制度改正に伴い、平成26年度から助成上限回数が減少した。このことの根拠は、妊娠の確率が累積6回程度までは増加するが、その後はほとんど増加しないことによる。しかし、特定不妊治療費助成を受けて1人目を出産した夫婦が、2人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられないことが想定され、特に所得の少ない夫婦がこのことで2人目を断念するおそれがある。このため、夫婦合算所得400万円未満の夫婦に限り、2人目以降の特定不妊治療に対して、通算8回まで助成することにより支援を行う。

【助成要件】

- ・対象者：特定不妊治療費助成事業の支給要件を満たし、1人以上の実子がいる夫婦のうち、制度改正後の助成上限回数を超過し、かつ制度改正前の助成上限回数以内の夫婦
- ・助成額：上限15万円（一部7.5万円）（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：特定不妊治療費助成を受けた回数と合算して通算8回まで
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

（５）不育症治療費等助成事業 2,100 千円（うち県費 2,100 千円）

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられている。一部の市町では、不育症にかかる検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。

【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：保険適用外の不育症治療費および検査費
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：市町への補助上限額5万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：1年度あたり1回まで

- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

(6)【新】一般不妊治療費助成事業 1,000千円（うち県費1,000千円）

人工授精は保険診療対象外となっており、助成を受けられる自治体も少ないことから、不妊に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられている。

一部の市町では、人工授精にかかる費用への助成を行っていることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。

また、人工授精費用助成制度を創設することにより、三重県では男性不妊治療費助成や不育症治療費等助成と合せて、フルセットで不妊や不育症に悩む夫婦への経済的支援が可能となる。

【制度概要】

市町が実施する人工授精にかかる費用への助成に対して、市町助成額の1/2を補助金として市町へ交付する。

【助成要件】

- ・対象治療：人工授精（保険適用外）
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：市町への補助上限額1万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：1年度あたり1回まで、通算5年まで
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

(7) 不妊専門相談事業 2,071千円（うち県費1,079千円）

- ・不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行う。

毎週火曜日（祝日・年末年始除く）10:00～20:00

- ・不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていくことを目的として、有識者による講演会等を開催する。

不妊に関する講演1回、不育症に関する講演1回、不妊治療者交流会1回、

不妊症看護認定看護師取得支援セミナー1回

(8)【新】不妊症看護認定看護師資格取得支援事業 400千円（うち県費400千円）

不妊に悩む夫婦、不妊治療を受ける夫婦が増加を続ける中、不妊治療に関して高度な能力を有する看護師を医療機関に配置することで、治療者に対する支援体制を充実させていく。

【制度概要】

平成26年度からは、不妊治療実施医療機関等において不妊治療に従事する看護師等を対象として、当資格の取得を促し、不妊症看護の品質を向上させることを目指すためのセミナーを開催している。

平成27年度からは、当資格の取得にかかる費用の一部を助成することで、認定看護師の増加を目指し、不妊症看護の質を向上させる。

三重県特定不妊治療費助成規則

平成二十年五月二十三日
三重県規則第五十七号

三重県特定不妊治療費助成規則をここに公布します。

三重県特定不妊治療費助成規則

（目的）

第一条 この規則は、特定不妊治療（体外受精（取り出した卵子及び精子を合わせて体外で受精させる治療をいう。）及び顕微授精（取り出した卵子及び精子を体外で受精させる際、精子を直接卵子に注入する方法をいう。）により不妊の治療をすることをいう。以下同じ。）に係る治療費の一部を助成する（以下「特定不妊治療費助成事業」という。）ことにより、特定不妊治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（助成の対象者）

第二条 この規則において、助成の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- 一 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- 二 特定不妊治療以外の治療によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されたこと。
- 三 夫婦の一方又は双方が三重県内に住所を有していること。
- 四 知事が別に指定する医療機関において特定不妊治療を受けたこと。
- 五 知事が別に定める所得に関する基準を満たしていること。
- 六 知事が別に定める助成回数（都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が実施する特定不妊治療費助成事業による助成を含む。）を超えないこと。

（助成の対象となる治療等）

第三条 この規則において、助成の対象となる治療は、特定不妊治療とする。ただし、卵子採取以前に治療を中止した場合は、助成の対象としない。

2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる治療は、助成の対象としない。

- 一 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
- 二 妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの
- 三 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子及び妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの

3 特定不妊治療に係る費用のうち、食事に要した費用、入院費その他知事が別に定める費用は、助成の対象としない。

（医療機関の指定）

第四条 知事は、別に定めるところにより、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認めるものを指定するものとする。

（助成の申請）

第五条 助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- 一 特定不妊治療費助成事業申請書（第一号様式）
- 二 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書の写し
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

2 前項の申請は、治療が終了した日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があると知事が認めたときは、この限りでない。

（助成の決定等）

第六条 知事は、前条第一項の申請がこの規則に基づき助成の対象となると認めたときは三重県特定不妊治療費助成承認決定通知書（第二号様式）により、助成の対象とならないと認めたときは三重

県特定不妊治療費助成不承認決定通知書（第三号様式）により、申請者に通知する。

（特定不妊治療費の返還）

第七条 知事は、偽りその他の不正な手段により特定不妊治療費の助成を受けた者に対し、その助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（帳簿の備付け）

第八条 知事は、申請及び助成の状況を明確にするため、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

一 特定不妊治療費助成事業申請受理簿（第四号様式）

二 特定不妊治療費助成事業台帳（第五号様式）

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、特定不妊治療費助成事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

第1号様式

（第5条関係）

第2号様式

（第6条関係）

第3号様式

（第6条関係）

第4号様式

（第8条関係）

第5号様式

（第8条関係）

特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて、特定不妊治療費の助成を申請します。

	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日							
夫	()	昭和 平成	年	月	日生 (歳)				
妻	()	昭和 平成	年	月	日生 (歳)				
住所 (※ 1)	〒	電話	()						
		携帯	()						
住所 (※ 2)	〒	電話	()						
		携帯	()						
過去にこの助成金を受けたことがありますか。 1 ない 2 ある 今回の申請は () 年目、今年度 () 回目、通算 () 回目 ※平成 2 5 年度以前にこの助成金を受けたことがありますか。 1 ない 2 ある 助成金を受けた自治体は 1 三重県 2 その他 ()									
申請者氏名 (夫及び妻の記名押印) 印 印 * 以前の受給歴について、他自治体に確認することを同意します。 申 請 額 金 _____ 円 平成 年 月 日 三重県知事 宛て 市・町長 宛て									
振 込 先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所							
	預金種別	普通 当座	(ふ り が な) 口座名義人		()				
	口座番号								(左 詰 記 入)

申請受理年月日 県補助金 (有・無)	(市町)	(県)	(承認・不承認) 決定年月日		
受給者番号					

注)太枠の中を記入してください。

- ※1: 夫の住所を記入する。
※2: 夫婦の住所が異なる場合、妻の住所を記入する。

- (添付書類) 1. 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関の証明)
2. 医療機関発行の領収書(原本)
3. 世帯全員の住民票(住民票により夫婦であることが確認できない場合は戸籍謄本を併せて添付)
4. 夫及び妻の控除額が記載された所得・課税証明書

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることが出来ます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることが出来ます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようになっています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する 説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、

1 夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、

この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

第2号様式（第6条関係）

三重県特定不妊治療費助成承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで申請のありました特定不妊治療費の助成については、承認することとし、下記金額を助成することを決定しましたので通知します。

記

金 額 _____ 円

（ 口座振込予定日 年 月 日 ）

（ 助成回数 年目 今年度 回目 通算 回目 ）

第3号様式（第6条関係）

三重県特定不妊治療費助成不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで申請のありました特定不妊治療費の助成については、
下記の理由により不承認とすることを決定しましたので通知します。

記

第4号様式（第8条関係）

特定不妊治療費助成事業申請受理簿

年 月分

[illegible]

第5号様式（第8条関係）

特定不妊治療費助成事業台帳

受給者番号						
						生 年 月 日
	申請者氏名	(夫)				年 月 日 (歳)
		(妻)				年 月 日 (歳)
	住所(※1)	〒				電話 ()
	住所(※2)	〒				電話 ()
	備 考					

申請受理 年月日	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間	症例登録 番号 の有無	備考
					開 始 終 了		
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					

※1：夫の住所を記入する。

※2：夫婦の住所が異なる場合、妻の住所を記入する。

三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱

三重県特定不妊治療費助成規則(平成 20 年三重県規則第 57 号)の規定に基づき、並びに同規則を実施するため、三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱を次のように定める。

三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱

(所得に関する基準)

第 1 条 三重県特定不妊治療費助成規則(平成 20 年三重県規則第 57 号。以下「規則」という。)

第 2 条第 1 項第 5 号の規定による所得に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 夫及び妻の前年の所得(1 月から 5 月までの申請については前々年の所得)の合計額が 730 万円未満である場合に助成を行うこととする。
- (2) 前号の所得の範囲については、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 2 条を準用する。
- (3) 第 1 号の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第 3 条を準用する。

(助成回数)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定による助成回数は、1 年度目は年 3 回まで、2 年度目以降は年 2 回を限度に通算 5 年間とする。ただし、通算 10 回を超えないこととする。

平成 26 年度以降に新規で特定不妊治療の助成を受ける場合において、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満であるときは、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。ただし、通算助成回数は 6 回までとする。

なお、「1 回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精 1 回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も 1 回とみなす。

2 規則第 2 条第 1 項第 6 号に定める都道府県、指定都市又は中核市が実施する特定不妊治療費助成事業とは、「安心こども基金管理運営要領」に基づく不妊に悩む方への特定治療支援事業とする。

3 平成 28 年度以降に特定不妊治療の助成を受ける場合において、初めて受けた助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満であるときは、通算助成回数は 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満であるときは、通算助成回数は 3 回までとし、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。

なお、治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳以上である治療は、助成対象とならない。

(助成の対象となる治療及び助成額)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項の規定による特定不妊治療は、具体的には別表の A から F のいずれかにあてはまるものとする。G 及び H は助成の対象としない。なお、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。

2 特定不妊治療に要した費用に対して、1 回の治療につき 15 万円(ただし、別表の C 及び F の治療については、7 万 5 千円)を限度に助成する。

3 規則第 3 条第 3 項のその他知事が別に定める費用とは、文書料及び凍結保存にかかる費用等をいう。

(医療機関の指定)

第4条 規則第4条の規定により、知事は三重県特定不妊治療費助成事業指定医療機関指定要領（平成16年9月10日施行。）を定め、この規定に基づいて医療機関を指定するものとする。

(助成の申請)

第5条 規則第5条第1項第3号の規定による書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第6号様式）
- (2) 別記に掲げる証明書類等

(助成の決定等)

第6条 規則第6条の規定について、当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準として決定する。

- 2 知事は、助成を行うことが決定した申請者に、申請者の指定する金融機関に振込の方法により助成金を交付する。

(個人情報の保護)

第7条 本事業にあたっては、個人情報の取り扱いに充分留意するとともに、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、三重県個人情報保護条例（平成14年3月26日三重県条例第1号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行わなければならない。

また、申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

(実績・成果の把握)

第8条 知事は、助成を受けようとする夫婦に対し、次項の調査項目について、行政において把握することをあらかじめ説明するものであること。

- 2 知事は、厚生労働省から通知された次の項目の集計結果をもとに、必要に応じて県内の事業実績の分析を行い、その成果を把握すること。

・取りまとめ内容

受給人数（全数、治療方法別）、治療周期総数（全数、治療方法別）、
年齢分布（全数、治療方法別）、妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、
採卵あたり妊娠率（全数、年齢別、治療方法別）、
多胎妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、
生産分娩数（全数、年齢別、治療方法別）、
採卵あたり生産率（全数、年齢別、治療方法別）、
出生児数（全数、年齢別、治療方法別）、
低出生体重児数（全数、年齢別、治療方法別）、
妊娠後経過不明数（全数、治療方法別）

(広報活動等)

第9条 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るとともに、不妊の要因は加齢による好孕力の低下や子宮内膜症など様々あり、その要因や不妊治療に関して、治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の者にも不妊治療に関する理解を深めるための普及啓発を図るなど、広く広報等を

行うこと。

(意見の聴取)

第10条 知事は、本事業の運営及び医療機関指定の基準に関して、三重県不妊相談検討会(以下「検討会」という。)の意見を聴取することができるものとする。

2 検討会の組織及び運営については、別に定める。

(その他)

第11条 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。

2 この要綱に定めるもののほか、特定不妊治療費助成事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年9月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 規則第5条第2項の規定にかかわらず、平成16年9月末日までに治療を終了したものについては、平成16年12月20日を申請の期限とする。

3 平成16年度においては、規則第2条第6項の助成以外の特定不妊治療にかかる治療費の助成を他の自治体から受けている場合は、治療費からその額を控除し、10万円を限度に支給する。

附 則

1 この改正は、平成16年10月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、平成18年4月1日から適用する。

2 この改正前の特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式に従って作成されている用紙は当分の間、使用することができる。

附 則

1 この改正は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 平成21年4月1日から6月30日までの間に助成申請を行い、10万円の助成を受けた者については、特定不妊治療にかかる治療費の助成を他の自治体から受けている場合は、治療費からその額を控除し、5万円を限度に追加助成を行う。

附 則

1 この改正は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正前の三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式に従って作成されている用紙は当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。

【別 記】

種 別		添 付 書 類
夫及び妻が同一世帯に属する場合	夫又は妻が世帯主の場合	・ 夫婦の住民票（続柄の記載のあるもの） ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書） ・ <u>戸籍謄本（初めて三重県へ申請する場合のみ）</u> ・ <u>夫及び妻が外国人である場合は、婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書（初めて三重県へ申請する場合のみ）</u>
	夫及び妻が世帯主でない場合	・ 世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの） ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書） ・ 戸籍謄本 （<u>初めて三重県へ申請する場合、又は配偶者の兄弟姉妹が同居している等の理由で、夫婦の住民票では夫婦であることが確認できない場合のみ</u>） ・ 夫及び妻が外国人である場合は、婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書
夫及び妻が別世帯に属する場合		・ 夫及び妻の住民票抄本 ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書） ・ 戸籍謄本 ・ 夫及び妻が外国人である場合は、婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書

(別表) 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容		採 卵 ま で			採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚 移 植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認	助成対象範囲
		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象	
B	凍結胚移植を実施*													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費 及び不育症治療費等補助金交付要領

第1条 趣旨

県は、総合的な少子化対策の一環として、不妊症及び不育症のため子を希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図るため、市町が実施する特定不妊治療費助成金上乗せ事業、男性不妊治療費助成事業、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業、不育症治療費等助成事業、及び一般不妊治療費助成事業に要する経費について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成7年9月5日三重県告示第435号）並びに三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年9月10日施行（以下、「要綱」という。））に定めるもののほか、この要領の定めるところにより、補助金を交付する。

第2条 特定不妊治療費助成金上乗せ事業

特定不妊治療費助成金上乗せ事業にかかる補助金の対象となる事業は、市町が次項に規定する対象者に対し、以下に定める規定に則って対象者の負担した治療費の一部を助成する事業とする。

2 対象者

前項の事業の対象者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。
- (3) 夫婦どちらか一方又は双方が当該市町内に住所を有していること。
- (4) 第6項に規定する所得要件を満たしていること。
- (5) 知事が別に指定する医療機関において特定不妊治療を受けたこと。
- (6) 三重県特定不妊治療費助成事業と合わせて申請されたこと。
- (7) 都道府県、指定都市又は中核市が実施する特定不妊治療費助成事業（母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく不妊に悩む方への特定治療支援事業。以下「特定不妊治療費助成事業」という。）に基づく助成を受けた回数が、要綱第2条に規定する助成回数の上限未満であること。

3 対象となる治療等

- (1) 特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）

なお、以下に掲げる治療法は助成の対象としない。

ア 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療

イ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

ウ 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

- (2) 食事代、入院費、文書料及び凍結保存にかかる費用等は助成の対象とならない。

4 助成の額及び回数

(1) 助成額は、対象者が特定不妊治療 1 回に要した費用から、特定不妊治療費助成事業で支給された額を控除し、10 万円を限度とする。

なお、「1 回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精 1 回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も 1 回とみなす。

具体的には別添図の A から F のいずれかにあてはまるものとする。G 及び H は助成の対象としない。

(2) 助成回数は、平成 25 年度以前に特定不妊治療費助成事業による助成を受けたものについては、1 年度あたり 1 回を限度に、通算 5 年間までとする。但し、平成 28 年度以降は、要綱第 2 条に規定する上限回数の範囲内とする。平成 26 年度以降に新規に特定不妊治療費助成事業による助成を受けたものについては、要綱第 2 条に規定する上限回数の範囲内とする。

5 指定医療機関

知事が別に指定する医療機関とは、三重県特定不妊治療費助成事業指定医療機関指定要領（平成 16 年 9 月 10 日施行）に基づいて知事が指定した医療機関とする。

6 所得要件等

(1) 夫及び妻の前年の所得（1 月から 5 月までの申請については前々年の所得）の合計が 400 万円未満である場合に助成を行うこととする。

(2) 前号の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 2 条を準用する。

(3) 第 1 号の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第 3 条を準用する。

7 助成の申請

助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日から起算して 60 日以内に次の各号に掲げる書類および関係証明書を添付して、居住地を所轄する市町長に申請を行うものとする。

(1) 特定不妊治療費助成事業申請書（第 1 号様式）

(2) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第 6 号様式）

(3) 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書

(4) 別記に掲げる証明書類等

7 の 2 前項の申請は、所轄の市町の窓口へ持参、又は郵送のいずれかとする。

8 助成の決定等

当該年度の助成対象か否かについては、所轄の市町長に申請が行われた日を基準とする。

8 の 2 申請書の提出を受けた市町長は、速やかに審査を行い、適正と認められる場合は受理するものとする。国庫補助分の申請についても、市町で同様に受付を行うものとする。

8 の 3 市町は、申請書を受理した月の翌月 5 日までに、当該申請書の写しを取り、原本を実施状況報告書（第 9 号様式）と合せて所轄の保健所に送付するものとする。

8 の 4 市町長は、要件を満たしていると認められるときには、第 4 項の規定に基づき、

申請者へ助成するものとする。

9 補助額

県は、市町が本事業のために支出した費用に対し、2分の1の補助率を乗じた額に相当する額を補助するものとする。この場合の補助対象期間は、毎年4月1日申請分から翌年の3月31日申請分に係るものとする。

第3条 男性不妊治療費助成事業

男性不妊治療費助成事業にかかる補助金の対象となる事業は、市町が次項に規定する対象者に対し、以下に定める規定に則って対象者の負担した治療費の一部を助成する事業とする。

2 対象者

前項の事業の対象者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 第2条に規定する事業による助成を受けたもの。
- (2) 前号の助成の対象となった治療に要した費用が、特定不妊治療費助成事業で支給された額及び前号で支給された額の合計額を超えるもの。
- (3) 前号の超過額に次項に規定する男性不妊治療費が含まれるもの。
- (4) 知事が別に指定する医療機関において男性不妊治療を受けたもの。

3 対象となる治療等

- (1) この要領において、助成の対象となる男性不妊治療とは、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）または精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等とする。但し、保険診療である場合は助成の対象とならない。
- (2) 食事代、入院費、文書料及び凍結保存にかかる費用等は助成の対象とならない。

4 助成の額及び回数

- (1) 助成額は、対象者が特定不妊治療1回に要した費用から、特定不妊治療費助成事業で支給された額及び第2条に規定する事業で支給された額を控除し、5万円を限度とする。
- (2) 助成回数は、第2条第4項第2号の規定を適用する。

5 指定医療機関

知事が別に指定する医療機関とは、第2条第5項に規定する医療機関及び同医療機関からの紹介等により男性不妊治療を実施した医療機関とする。

6 所得要件等

第2条第6項の規定を適用する。

7 助成の申請

助成を受けようとする者は、第2条第7項に規定する申請と同時に、次に掲げる書類および関係証明書を添付して、居住地を所轄する市町長に申請を行うものとする。

- (1) 男性不妊治療費助成事業受診等証明書（第7号様式）
- (2) 男性不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書

8 助成の決定等

当該年度の助成対象か否かについては、所轄の市町長に申請が行われた日を基準と

する。

8の2 申請書の提出を受けた市町長は、速やかに審査を行い、適正と認められる場合は受理するものとする。

8の3 市町は、申請書を受理した月の翌月5日までに、実施状況報告書（第9号様式）及び当該申請書の写しを第2条第8項の2に規定する国庫補助分の書類と合せて所轄の保健所に送付するものとする。

8の4 市町長は、要件を満たしていると認められるときには、第4項の規定に基づき、申請者へ助成するものとする。

9 補助額

県は、市町が本事業のために支出した費用に対し、2分の1の補助率を乗じた額に相当する額を補助するものとする。この場合の補助対象期間は、毎年4月1日申請分から翌年の3月31日申請分に係るものとする。

第4条 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業にかかる補助金の対象となる事業は、市町が次項に規定する対象者に対し、以下に定める規定に則って対象者の負担した治療費の一部を助成する事業とする。

2 対象者

前項の事業の対象者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

(1) 特定不妊治療費助成事業による助成を、要綱第2条に規定する上限回数まで受けたもの。

(2) 平成26年度以降に新規に特定不妊治療費助成事業による助成を受けたもののうち、次のいずれかの要件を満たすもの。

ア 平成26年度または27年度に新規に特定不妊治療費助成事業による助成を受けたものは、初回の助成の対象となった治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であること。

イ 平成28年度以降に新規に特定不妊治療費助成事業による助成を受けたものは、初回の助成の対象となった治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

(3) 夫婦から出生した実子が1人以上いること。

(4) 助成を受けようとする対象となる治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

(5) 第2条第2項第1号から第5号の要件を満たすこと。

3 対象となる治療等

第2条第3項の規定を適用する。

4 助成の額及び回数

(1) 助成の額は、要綱第3条の規定を適用する。

(2) 助成の回数は、次のとおりとする。

ア 第2項第2号アの規定に該当するものは、2回まで。

イ 第2項第2号イの規定に該当するもののうち、初回の助成の対象となった治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合は、2回まで、40歳以上43

歳未満の場合は、5回まで。

ウ アイの回数には、県内他市町が助成した回数も通算する。

5 指定医療機関

第2条第5項の規定を適用する。

6 所得要件等

第2条第6項の規定を適用する。

7 助成の申請

助成を受けようとする者は、次に掲げる書類および関係証明書を添付して、居住地を所轄する市町長に申請を行うものとする。

(1) 特定不妊治療費助成事業申請書(第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用)(第8号様式)

(2) 第2項第1号に規定する回数に達した際の三重県特定不妊治療費助成承認決定通知書の写し。但し、紛失その他の理由により提出できない場合は、省略可能とする。

(3) 第2条第7項第2号から第4号に規定する書類

(4) 戸籍謄本

8 助成の決定等

当該年度の助成対象か否かについては、所轄の市町長に申請が行われた日を基準とする。

8の2 申請書の提出を受けた市町長は、速やかに審査を行い、適正と認められる場合は受理するものとする。

8の3 市町は、申請書を受理した月の翌月5日までに、実施状況報告書(第9号様式)及び当該申請書の写しを第2条第8項の2に規定する国庫補助分の書類と合せて所轄の保健所に送付するものとする。

8の4 市町長は、要件を満たしていると認められるときには、第4項の規定に基づき、申請者へ助成するものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定不妊治療費助成実績照会書(第5号様式)により県へ照会するものとする。

(1) 第7項第2号に規定する書類の提出がないとき。

(2) 第2項第1号に規定する回数に達した際の助成にかかる申請日以降に市町外から転入しているとき。

9 補助額

県は、市町が本事業のために支出した費用に対し、2分の1の補助率を乗じた額に相当する額を補助するものとする。この場合の補助対象期間は、毎年4月1日申請分から翌年の3月31日申請分に係るものとする。

第5条 不育症治療費等助成事業

不育症治療費等助成事業にかかる補助金の対象となる事業は、市町が次項に規定する対象者に対し、以下に定める規定に則って対象者の負担した治療費等の一部を助成する事業とする。

2 対象者

前項の事業の対象者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫婦どちらか一方又は双方が当該市町内に住所を有していること。
- (3) 第6項に規定する所得要件を満たしていること。
- (4) 知事が別に指定する医療機関において不育症にかかる治療および検査を受けたこと。

3 対象となる治療等

- (1) この要領において助成の対象となる不育症治療等とは、医師が必要と認める不育症にかかる治療および検査とする。但し、保険診療である場合は助成の対象とならない。
- (2) 食事代、入院費、文書料は助成の対象とならない。

4 助成の額及び回数

事業を実施する各市町の規定に基づく。

5 指定医療機関

知事が別に指定する医療機関とは、第2条第5項に規定する医療機関その他市町長が認める医療機関とする。

6 所得要件等

第2条第6項の規定を適用する。

7 助成の申請

助成を受けようとする者は、居住地を所轄する市町の規定に基づき、同市町長に申請を行うものとする。

8 助成の決定等

当該年度の助成対象か否かについては、所轄の市町長に申請が行われた日を基準とする。

8の2 市町は、申請書を受理した月の翌月5日までに、実施状況報告書(第9号様式)及び当該申請書の写しを第2条第8項の2に規定する国庫補助分の書類と合せて所轄の保健所に送付するものとする。

但し、第2項に規定する要件を確認できる書類が申請書に含まれない場合は、市町において確認の上、任意様式で添付するものとする。

8の3 市町長は、要件を満たしていると認められるときには、第4項の規定に基づき、申請者へ助成するものとする。

9 補助額

県は、市町が本事業のために支出した費用に対し、2分の1の補助率を乗じた額に相当する額を補助するものとする。この場合の補助対象期間は、毎年4月1日申請分から翌年の3月31日申請分に係るものとする。

但し、補助額は1件につき5万円を限度とし、補助回数は1件につき1年度あたり1回を限度とする。

第6条 一般不妊治療費助成事業

一般不妊治療費助成事業にかかる補助金の対象となる事業は、市町が次項に規定する対象者に対し、以下に定める規定に則って対象者の負担した治療費の一部を助成する事業とする。

2 対象者

前項の事業の対象者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫婦どちらか一方又は双方が当該市町内に住所を有していること。
- (3) 第6項に規定する所得要件を満たしていること。
- (4) 知事が別に指定する医療機関において一般不妊治療を受けたこと。

3 対象となる治療

- (1) この要領において助成の対象となる一般不妊治療は、人工授精とする。但し、保険診療である場合は助成の対象とならない。

なお、以下に掲げる治療法は助成の対象としない。

- ア 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- イ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

- (2) 食事代、入院費、文書料は助成の対象とならない。

4 助成の額及び回数

事業を実施する各市町の規定に基づく。

5 指定医療機関

知事が別に指定する医療機関とは、第2条第5項に規定する医療機関その他市町長が認める医療機関とする。

6 所得要件等

第2条第6項の規定を適用する。

7 助成の申請

助成を受けようとする者は、居住地を所轄する市町の規定に基づき、同市町長に申請を行うものとする。

8 助成の決定等

当該年度の助成対象か否かについては、所轄の市町長に申請が行われた日を基準とする。

8の2 市町は、申請書を受理した月の翌月5日までに、実施状況報告書（第9号様式）及び当該申請書の写しを第2条第8項の2に規定する国庫補助分の書類と合せて所轄の保健所に送付するものとする。

但し、第2項に規定する要件を確認できる書類が申請書に含まれない場合は、市町において確認の上、任意様式で添付するものとする。

8の3 市町長は、要件を満たしていると認められるときには、第4項の規定に基づき、申請者へ助成するものとする。

9 補助額

県は、市町が本事業のために支出した費用（1夫婦に対して年度内に支出した費用の合計額）に対し、2分の1の補助率を乗じた額に相当する額を補助するものとする。この場合の補助対象期間は、毎年4月1日申請分から翌年の3月31日申請分に係るものとする。

但し、補助額は1夫婦あたり1年度につき1万円を限度とし、その年数は通算5年間までとする。

第7条 補助金の交付の申請

第2条から第6条に規定する補助金の交付を受けようとする市町長は、当該年度の6月末までに関係書類を付した三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 市町長は、補助金の交付決定後に交付額に変更が生じた場合は、当該年度の3月末までに関係書類を付した三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金変更交付申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第3条から第6条に規定する事業を当該年度の途中から開始し、補助金の交付を受けようとする市町長は、関係書類を付した三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金変更交付申請書（第3号様式）を前項に規定する期限によらず、速やかに知事に提出するものとする。

第8条 交付決定の条件

知事は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

（1）三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

（2）暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

第9条 申請の取下げ

補助金の交付の申請をした市町長は、交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付けられた条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日までに申請の取下げをすることができる。

第10条 実績報告

市町長は、当該年度の助成状況を、関係書類を付した三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金事業実績報告書（第4号様式）により、翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

第11条 その他

本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療や、一般不妊治療費及び不育症治療等を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。

2 実施市町は、助成の状況を明確にするため、助成の状況を把握すること。

3 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに充分留意するとともに、個人情報保護

に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)、三重県個人情報保護条例(平成 14 年 3 月 26 日三重県条例第 1 号)及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行わなければならない。

また、申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年度において平成 18 年 4 月 1 日から市町の事業開始までの間に治療を終了したものについては、事業開始から 60 日以内を申請の期限とする。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

【別 記】

種 別		添 付 書 類
夫及び妻が同一世帯に属する場合	夫又は妻が世帯主の場合	・ 夫婦の住民票（続柄の記載のあるもの） ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書） ・ 戸籍謄本（初めて三重県へ申請する場合のみ） ・ 夫及び妻が外国人である場合は、婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書（初めて三重県へ申請する場合のみ）
	夫及び妻が世帯主でない場合	・ 世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの） ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書） ・ 戸籍謄本（初めて三重県へ申請する場合、又は配偶者の兄弟姉妹が同居している等の理由で、夫婦の住民票では夫婦であることが確認できない場合のみ） ・ 夫及び妻が外国人である場合は、婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書
夫及び妻が別世帯に属する場合		・ 夫及び妻の住民票抄本 ・ 夫及び妻の控除額のわかる所得・課税証明書（所得・課税証明書または同内容が確認できる市町発行の証明書） ・ 戸籍謄本 ・ 夫及び妻が外国人である場合は、婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書

特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて、特定不妊治療費の助成を申請します。

	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日						
夫	()	昭和 平成	年	月	日生	(歳)		
妻	()	昭和 平成	年	月	日生	(歳)		
住所(※1)	〒	電話 () 携帯 ()						
住所(※2)	〒	電話 () 携帯 ()						
過去にこの助成金を受けたことがありますか。 1 ない 2 ある 今回の申請は()年目、今年度()回目、通算()回目 ※平成25年度以前にこの助成金を受けたことがありますか。 1 ない 2 ある 助成金を受けた自治体は 1 三重県 2 その他()								
申請者氏名 (夫及び妻の記名押印) 印 印 * 以前の受給歴について、他自治体に確認することを同意します。 申 請 額 金 円 平成 年 月 日 三重県知事 宛て 市・町長 宛て								
振込先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所						
	預金種別	普通 当座	(ふ り が な) 口座名義人		()			
	口座番号							(左詰記入)

申請受理年月日 県補助金(有・無)	(市町)	(県)	(承認・不承認) 決定年月日		
受給者番号					

注)太枠の中を記入してください。

- ※1: 夫の住所を記入する。
※2: 夫婦の住所が異なる場合、妻の住所を記入する。

- (添付書類) 1. 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関の証明)
2. 医療機関発行の領収書(原本)
3. 世帯全員の住民票(住民票により夫婦であることが確認できない場合は戸籍謄本を併せて添付)
4. 夫及び妻の控除額が記載された所得・課税証明書

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることが出来ます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることが出来ます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようになっています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する 説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、

1 夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、

この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

平成27年度からの特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金にかかる業務の流れ

【通常業務】

特定不妊治療費助成事業（国補事業）		市町受付	受付の翌月5日までに市町（四日市市除く）から保健所へ国補事業の申請書原本を送付	同12日までに保健所および四日市市から県子育て支援課へ申請書類一式を送付	県子育て支援課で審査 →申請者へ支払	保健所及び四日市市から決定通知書送付
県単独助成事業	(1) 特定不妊治療費助成金上乗せ事業		受付の翌月5日までに <u>実施状況報告書</u> （要領第9号様式）および(2)～(5)の申請書の写し等を市町（四日市市除く）から保健所へ送付	送付書類 ・特定不妊治療費助成事業申請受理簿（規則第4号様式） ・国補事業の申請書原本 ・実施状況報告書および(2)～(5)の申請書の写し	市町で審査 →申請者へ支払	
	(2) 男性不妊治療費助成事業					
	(3) 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業					
	(4) 不育症治療費等助成事業					
	(5) 一般不妊治療費助成事業					

- ※前年度からの主な変更点
- 一般不妊治療費助成事業を追加する。
 - 毎月、県単独助成事業にかかる実施状況報告書を市町が作成し提出する。

【補助金事務】

県単独助成事業	（1）特定不妊治療費助成金上乗せ事業	6月末までに交付申請（要領第2号様式）→交付決定 交付申請等は全事業一括で取り扱う。（2）～（5）の事業を実施しない市町は内訳の該当箇所を0円として取り扱う。 補助金事務は保健所を経由せず、市町⇔県子育て支援課で行う。	年度途中から事業を開始する場合は、変更交付申請（要領第3号様式）→変更交付決定	3月末までの実績に基づき、変更交付申請（要領第3号様式）→変更交付決定	実績報告（要領第4号様式） →額確定 →請求 →支払
	（2）男性不妊治療費助成事業				
	（3）第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業				
	（4）不育症治療費等助成事業				
	（5）一般不妊治療費助成事業				

不妊相談・治療支援事業にかかる平成27年度新規事業等の実施状況

平成27年5月調査

市町	(1) 特定不妊治療費助成金上乘せ事業		(2) 男性不妊治療費助成事業		(3) 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業		(4) 不育症治療費等助成事業		(5) 一般不妊治療費助成事業	
	1 平成26年度制度改正後の上限回数まで助成する		1 平成27年度当初から実施している		1 平成27年度当初から実施している		1 平成25年度以前から実施している		1 平成25年度以前から実施している	
	2 旧制度と同じ年1回助成する		2 平成27年度途中から実施予定である		2 平成27年度途中から実施予定である		2 平成27年度当初から実施している		2 平成27年度当初から実施している	
	3 その他の条件		3 検討中		3 検討中		3 平成27年度途中から実施予定である		3 平成27年度途中から実施予定である	
			4 実施予定はない		4 実施予定はない		4 検討中		4 検討中	
							5 実施予定はない		5 実施予定はない	
1 津市	1		1		1		2		1	
2 四日市市	1		1		4		2		1	
3 伊勢市	2		1	要綱作成中。4月に遡って実施予定。	4		1		5	
4 松阪市	1		1		1		1		5	
5 桑名市	1		1		3		4		2	
6 鈴鹿市	1		1		3		4		1	
7 名張市	1		1		1		2		2	
8 尾鷲市	1		1		1		1		1	
9 亀山市	1		1		1		2		1	
10 鳥羽市	1		1		1		1		1	
11 熊野市	1		1		1		1		3	6月補正を提出し、現在検討中(遡及適用については検討中)
12 いなべ市	1		1		1		1		3	4月から遡及適用予定
13 志摩市	1		1		1		2		2	
14 伊賀市	1		1		1		2		2	
15 木曽岬町	1		4		2	平成27年秋頃 遡及適用なし	5		5	
16 東員町	3		3		3		3		4	
17 菰野町	1		4		4		5		5	
18 朝日町	1		3		3		4		4	
19 川越町	1		1		1		2		5	
20 多気町	2		4		4		2		5	
21 明和町	2		1		1		2		5	
22 大台町	1		3		3		2		4	
23 玉城町	1		1		1		2		2	
24 度会町	1		3		4		4		2	
25 大紀町	1		1		4		5		2	
26 南伊勢町	1		4		4		5		5	
27 紀北町	1		1		1		2		2	
28 御浜町	1		1		1		1		1	
29 紀宝町	1		1		1		3		3	

【回答集計】

1	25	平成26年度制度改正後の上限回数まで助成する	21	平成27年度当初から実施している	16	平成27年度当初から実施している	7	平成25年度以前から実施している	7	平成25年度以前から実施している
2	3	旧制度と同じ年1回助成する	0	平成27年度途中から実施予定である	1	平成27年度途中から実施予定である	12	平成27年度当初から実施している	12	平成27年度当初から実施している
3	1	その他の条件	4	検討中	5	検討中	2	平成27年度途中から実施予定である	2	平成27年度途中から実施予定である
4	0	—	4	実施予定はない	7	実施予定はない	4	検討中	4	検討中
5	0	—	0	—	0	—	4	実施予定はない	4	実施予定はない
計	29		29		29		29		29	

各市町一般不妊治療費助成事業詳細

別添

市町	1 津市	2 四日市市	3 伊勢市	4 松阪市	5 桑名市
制度開始年度	平成18年度	平成15年度			平成27年度
対象治療、検査等	治療期間に受けた保険適用外の検査費及び治療費	医師が必要と認めた不妊治療			人工授精
対象者（所得制限等）	730万円未満（夫婦合算）	①夫婦のうち不妊治療を受けた者が、不妊治療の期間及び助成金の交付申請の日に四日市市に住民登録されていること②助成金交付申請日に婚姻継続中である夫婦③医療保険制度に加入している夫婦 ※初回申請が平成26年度以降の方は730万円未満の所得制限あり			夫婦の合計所得額が400万円未満
助成上限額	10万円	10万円			1年度あたり上限2万円
回数制限	三重県特定不妊治療助成事業と同じ	平成25年度までは1年度1回の通算5回。平成26年度から所得に応じて変動			なし
医療機関の条件	県指定医療機関及び市長が認める医療機関	国内			国内
その他条件	法律上の夫婦であること。夫婦のどちらか一方が津市の住民であること。	市税を完納している夫婦			通算5年まで
平成26年度までの助成実績	有	平成26年度 計502件（うち県補助対象			なし
県補助利用の有無	有	有			有

市町	5 鈴鹿市	7 名張市	8 尾鷲市	9 亀山市	10 鳥羽市
制度開始年度	平成16年度	平成27年度	平成27年度	人工授精・体外受精・顕微授精	平成21年度
対象治療、検査等	保険適用外の人工授精に係る治療に要する経費	人工授精	人工授精	・法律上婚姻している夫婦 ・申請時に（夫婦共に）亀山市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている夫婦	保険診療適応外の人工授精
対象者（所得制限等）	夫婦合算730万円未満	住民基本台帳にその一方若しくは双方が記載されているもののうち、夫及び妻の前年の所得の合計が400万円未満である者	年間所得合計額400万円未満の夫婦	1回の申請につき10万円	法律上の夫婦であり、夫婦どちらか一方又は双方が申請日に市の住民であること
助成上限額	1/2（上限10万円）	年度内に要した費用（当該額が2万円を1年度当たり1回を限度とし、通算して5年	10000円	1年度につき1回	1年度に要した助成対象に係る費用に3
回数制限	通算6回まで		年1回	なし	5回（1年度に1回）
医療機関の条件	なし	三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付要領（平成18年10月1日施行）に基づき三重県知事が指定した医療機関		助成金の額は、助成対象経費（三重県の助成を受けた者にあつては、助成対象経費から当該三重県の助成による額を控除して得た額）の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数がある時は、これを切り捨てる）とする。	特になし
その他条件				330件	
平成26年度までの助成実績	145件	0件	なし	有	17件（21年度4件、22年度5件、23年度4
県補助利用の有無	有	県補助利用有	有		有（平成27年度～予定）

市町	11 熊野市	12 いなべ市	13 志摩市	14 伊賀市	15 木曽岬町
制度開始年度	平成27年度	平成27年度	平成20年度	平成27年度	
対象治療、検査等	人工授精	人工受精	一般不妊治療（人工授精）	保健適用外の人工授精による不妊治療	
対象者（所得制限等）	夫婦合算所得400万未満	夫婦の合計所得が400万円未満	法律上の夫婦。市内在住。夫婦合計所得730万円未満。	夫婦の前年度所得の合計額が400万未満	
助成上限額	20,000円	10万円	1回 3万円	1回あたり上限3万円	
回数制限	年度1回限り	年1回	1年に1回。通算5年まで。	1年度1回限り通算5年まで	
医療機関の条件	検討中	なし（予定）	指定なし	人口授精による治療を実施している医療機関	
その他条件			無し	夫婦の双方又はどちらかが伊賀市に住	
平成26年度までの助成実績			27件	平成27年度より実施	
県補助利用の有無	有	有	無し	有	

市町	16 東員町	17 菰野町	18 朝日町	19 川越町	20 多気町
制度開始年度					
対象治療、検査等					
対象者（所得制限等）					
助成上限額					
回数制限					
医療機関の条件					
その他条件					
平成26年度までの助成実績					
県補助利用の有無					

市町	21 明和町	22 大台町	23 玉城町	24 度会町	25 大紀町
制度開始年度			H27年度	H26年度	平成27年度
対象治療、検査等			人工授精	人工授精	人工授精（保険適用外）
対象者（所得制限等）			夫婦合算400万円未満	前年の夫婦の合算所得額が400万円未満	前年の夫婦合算所得（1月から5月までの
助成上限額			20,000円	保険給付が適応されない本人負担額の2分1に相当する	1回上限10,000円
回数制限			1年度1回通算5年度まで	1年度1回、通算5年間	1夫婦につき1年度あたり1回を限度とし、
医療機関の条件			三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付要領に基づき三重県知事が指定した医療機関	三重県知事の指定を受けた医療機関又は町が認めた医療機関	三重県知事が別に指定する医療機関その他町長が認める医療機関とする
その他条件					
平成26年度までの助成実績			なし	無	
県補助利用の有無			有	有	

市町	26 南伊勢町	27 紀北町	28 御浜町	29 紀宝町
制度開始年度		平成27年度	平成27年度	平成27年度
対象治療、検査等		人工授精	人工授精	検討中
対象者（所得制限等）		夫婦の前年の所得の合計額が400万円未満の方	400万円	検討中
助成上限額		2万円	2万円	検討中
回数制限		年度1回、通算5回	無	検討中
医療機関の条件		なし	無	検討中
その他条件		なし		検討中
平成26年度までの助成実績		なし		無
県補助利用の有無		有	有	有

平成27年度 不妊治療に対する各市町単独補助の実施内容

県補助事業(400万未満への上乗せ・男性・第2子・不育)以外に各市町が単独で補助している事業

市町名	市町単独補助の有無	事業名	創設年度	対象治療	保険適用	対象者	給付内容	助成する上限額	年間の助成回数	助成年限	所得制限	医療機関	申請に必要な書類について	
													申請書の必要枚数は？	主治医意見書の必要枚数は？
1 津市	○	津市不妊治療費助成事業	平成18年度	人工授精、体外受精、顕微授精	無	①法律上の夫婦である人 ②夫婦どちらか一人又は双方が本市に住所を有している人。 ③不妊治療が終了した人(妊娠判定後、結果は問わない) ④申請年度において、他の地方公共団体(三重県を除く)から助成を受けていない人	・体外受精、顕微授精は、治療に要した費用から三重県の助成額を控除した額を助成。 ・人工授精は、治療に要した費用の2/3を助成。	10万円	三重県特定不妊治療助成事業と同じ	三重県特定不妊治療助成事業と同じ	夫婦合算の年間所得額730万円未満	体外受精・顕微授精は医療機関の所在地の都道府県から指定を受けた医療機関(県補助事業と同じ)人工授精は指定なし	1枚(体外受精・顕微授精は県と兼用。人工授精は市の様式)	1枚(体外受精・顕微授精は県と兼用。人工授精は市の様式)
2 四日市市	○	四日市市不妊治療医療費助成事業	15年度	医師が必要と認めた不妊治療(日本国内の医療機関で受診したもの)	有及び無	①不妊治療を受けた方が治療期間及び申請日に四日市市に住民登録している夫婦②医療保険制度に加入している夫婦③法律上の夫婦であること④申請日においても夫婦関係継続中であること	夫婦合算所得が400万円以上730万円未満は自己負担額の1/2(上限10万円)	1回10万円	1回	5年間	26年4月1日以降受診分を初めて申請する場合、夫婦合算所得額730万円未満	医療機関の指定無し(日本国内に限る)	1枚	2枚(市用と県用と別々に必要) ※医療機関や薬局が複数の場合、証明状況によってはそれぞれに必要
3 伊勢市	○	伊勢市不妊不育治療医療費助成事業	18年度	医師が必要と認めた ・一般不妊治療 ・特定不妊治療 ・不育症	有及び無	①法律上の夫婦 ②治療を受けた者が治療期間及び申請日に伊勢市に住所を有する ③被保険者または被扶養者(医療保険加入)	県助成額控除後の自己負担額の1/2(年額10万円を限度)	1回10万円	1回	5年間	なし	医療機関の指定無し(県外の医療機関を含む)審査方法は市町担当者による書面審査	県用と2枚必要 市用1枚(様式第1号:伊勢市不妊治療医療費助成金交付申請書)	県用と2枚必要 1枚(様式第2号:伊勢市不妊治療医療費助成金に係る医療機関証明書) ※医療機関や薬局が複数の場合、証明状況によってはそれぞれに必要 ※夫婦で治療を受けている場合はそれぞれに必要

														申請に必要な書類について	
市町名	市町単独補助の有無	事業名	創設年度	対象治療	保険適用	対象者	給付内容	助成する上限額	年間の助成回数	助成年限	所得制限	医療機関	申請書の必要枚数は？	主治医意見書の必要枚数は？	
4	松阪市	○	松阪市特定不妊治療費助成(市単独補助)事業	22年度	特定不妊治療(体外受精・顕微授精) ※採卵にいたったもの (県補助事業と同じ)	無	①特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みが無いが極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦 ②夫婦双方または一方が松阪市に居住していること ③夫婦の前年の所得の合計が400万円以上730万未満の方 ④指定医療機関で治療を受けたもの	上限10万円 (県補助事業と同じ)	1回10万円 (県補助事業と同じ)	県補助事業と同じ	県補助事業と同じ	夫婦合算の年間所得額400万円以上730万円未満 医療機関の所在地の都道府県から指定を受けた医療機関 (県補助事業と同じ)	2枚(市用と県郵送用と別々に必要)	1枚(県と兼用)	
			松阪市男性不妊治療及び第2子以降の特定不妊治療費助成事業	26年度	男性不妊治療(TESE、MESA) (県補助事業と同じ) 特定不妊治療(体外受精・顕微授精) ※採卵にいたったもの (県補助事業と同じ)	無		①1人以上の実子がいる夫婦で、平成26年度以降に初めて三重県および松阪市特定不妊治療費助成をうけ、助成回数の上限に達した方 ②年間制限のない方	上限5万円 (県補助事業と同じ)				1回5万円 (県補助事業と同じ)	1枚	1枚
			松阪市不育症治療費補助金事業	25年度	不育症治療及び検査	無		①法律上の夫婦 ②夫婦どちらか一方又は双方が、申請日及び治療期間中に松阪市に住所を有していること ③指定医療機関で治療を受けたもの	1治療期間における補助対象費用に対し上限10万円				1回10万円	1回	無し
		5	桑名市	○	コウノトリ支援事業	15年度	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)	外	夫婦が桑名市に住民票がある方 夫婦合算所得が400万未満の方を除く	県補助を差し引いた額の1/2(4万円を限度)	1回4万円 H27.10～1回3万円	1回	5年間	夫婦合算の年間所得額400万円以上 都道府県が指定している特定不妊治療医療機関	1枚(県用と市用と兼用)
6	鈴鹿市	○	鈴鹿市不妊治療費助成事業	16年度	不妊治療のうち、保険診療適用外の人工授精及び特定不妊治療	無	・法律上の夫婦であるもの ・夫婦どちらか一人又は双方が本市に住民登録しているもの ・不妊治療を受けているもの	自己負担額の1/2(上限10万円) ※三重県特定不妊治療費助成申請者については、対象治療費から県助成金額を差し引き、その残額の1/2(上限10万円)	1回10万円	三重県特定不妊治療助成事業と同じ	三重県特定不妊治療助成事業と同じ	夫婦合算の年間所得額730万円未満 体外受精・顕微授精は医療機関の所在地の都道府県から指定を受けた医療機関(県補助事業と同じ) 人工授精は指定なし	特定不妊治療は1枚(県と市は兼用) 人工授精は市の様式	特定不妊治療は1枚(県と市は兼用) 人工授精は市の様式	

市町名	市町単独補助の有無	事業名	創設年度	対象治療	保険適用	対象者	給付内容	助成する上限額	年間の助成回数	助成年限	所得制限	医療機関	申請に必要な書類について		
													申請書の必要枚数は？	主治医意見書の必要枚数は？	
7	名張市	×													
8	尾鷲市	×													
9	亀山市	○	不妊治療助成事業	17年度	人工授精・体外受精・顕微授精	無	・ 法律上婚姻している夫婦 ・ 申請時に(夫婦共に)亀山市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている夫婦 ・ 医療保険各法に規定する被保険者もしくは組合員またはその被扶養者	助成金の額は、助成対象経費(三重県の助成を受けた者にあつては、助成対象経費から当該三重県の助成による額を控除して得た額)の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。	・ 1回の申請につき上限10万円	1回	なし	なし	指定無し	1枚(市用と県用と別々に必要)	1枚(市用と県用と別々に必要)
10	鳥羽市	○	不妊治療費助成事業	①21年度 ②19年度	①保険診療適用外の人工授精 ②体外受精及び顕微授精	無	・ 法律上の婚姻をしている夫婦 ・ 夫婦のどちらか一方又は双方が申請日に住民登録をしていること	① 自己負担額の2/3(3万円を限度) ② 1回の治療に要した助成対象費用から、三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額(10万円を限度)	①3万円 ②10万円	①1回 ②県補助事業と同じ	①5年間 ②県補助事業と同じ	なし	①指定なし ②医療機関の所在地の都道府県から指定を受けた医療機関	2枚(市用と県郵送用と別々に必要)	1枚(県郵送用と兼用)
11	熊野市	○	①熊野市特定不妊治療費補助事業 ②熊野市不育症治療費補助事業	①17年度 ②26年度	①体外受精、顕微授精 ②保険適用外の不育症治療及び検査	なし	熊野市内に3年以上住所を有する戸籍上の夫婦。	①治療費から15万円を控除して得た額の2分の1の額 ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した治療及び採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した治療の場合に要した治療費は、7万5千円を控除して得た額の2分の1の額 ②保険適用以外の自己負担に対し5万円限度	1回5万円	1回	5年間	夫婦の前年の所得合計額が、400万円以上730万円未満	①所在地の都道府県から指定を受けている医療機関 ②指定なし	①1枚(県用と市用と兼用) ②1枚	1枚(県用と市用と兼用) ②1枚
12	いなべ市	○	いなべ市特定不妊治療助成事業	18年度	特定不妊治療	無	夫婦のどちらか一方が、治療開始時において、継続して1年以上いなべ市に住所等を有する方	10万円	1回10万円	1回	5年間	夫婦合算の年間所得額400万円未満	三重県知事が指定した医療機関	1枚(県郵送用と兼用)	1枚(県郵送用と兼用)

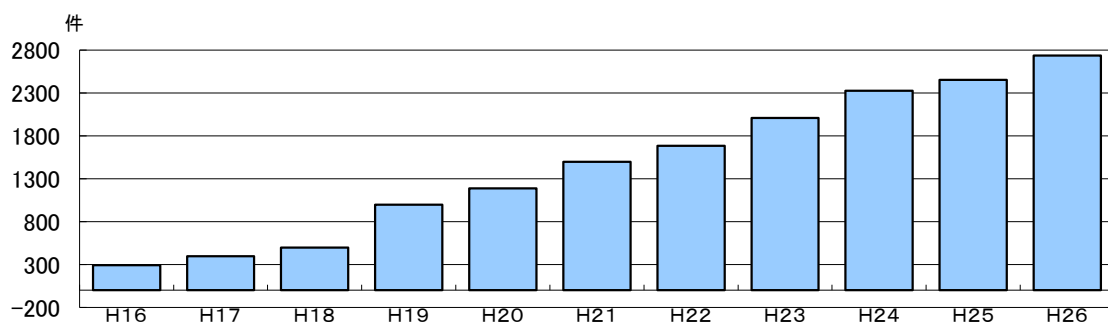
[illegible]

														申請に必要な書類について	
市町名	市町単独補助の有無	事業名	創設年度	対象治療	保険適用	対象者	給付内容	助成する上限額	年間の助成回数	助成年限	所得制限	医療機関	申請書の必要枚数は？	主治医意見書の必要枚数は？	
15	木曽岬町	○	木曽岬町特定不妊治療費(町単独補助)事業	25年度	特定不妊治療(県補助事業と同じ)	無	夫婦双方または一方が町内に住所を有すること ※新規申請者については県単上乗せ事業に合わせていく予定。	上限10万円 ※県の助成及び県補助対象事業を併用される方は、治療費から助成額を控除した金額とする。	1回10万円	1回 ※新規申請者については県の上乗せ事業と合わせていく予定	5年間※	無	都道府県が指定している特定不妊治療医療機関	1枚(県郵送用と兼用可能)	1枚(県郵送用と兼用可能)
16	東員町	○	東員町不妊治療医療費助成事業	18年度	一般不妊治療(タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精等治療に付随する検査を含む。)	有及び無	①治療を受ける1年前から町の住民基本台帳に記録されている夫婦。 ②医療保険加入	自己負担額のうち年度で1回20万円を限度。	1回20万円	1回	5か年	夫婦合算の年間所得額730万円未満	医療機関の指定無し(県外の医療機関を含む)審査方法は市町担当者による書面審査	2枚(町専用の申請書が必要)	1枚(県特定不妊治療助成と同時申請の場合は、県郵送用と兼用可能。)
17	菰野町	○	特定不妊治療費助成事業	19年度	特定不妊治療費(体外受精・顕微授精) ※採卵に至ったもの	無	夫婦双方または一方が菰野町内に住所を有すること	1回の治療につき、上限10万円 ※県の助成を併用される方は、治療費から県の助成額を差し引いた残りの金額となる。	1回10万円	1回	5年間	夫婦合算の年間所得額730万円未満	医療機関の指定有り(県と同様)	2枚(町用と県の助成を併用する場合は県郵送用と別々に必要)	1枚(県の助成を併用する場合でも、県郵送用と兼用)
18	朝日町	×													
19	川越町	×													
20	多気町	○	多気町特定不妊治療費助成事業	23年度	特定不妊治療(体外受精・顕微授精) ※採卵にいたったもの (県補助事業と同じ)	無	①特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みが無い極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦。 ②夫婦双方または一方が多気町に居住していること。 ③夫婦の前年の所得の合計が730万未満の方。 ④指定医療機関で治療を受けたもの。	上限10万円	1回10万円	1回	5年間	夫婦合算の年間所得額730万円未満	医療機関の所在地の都道府県から指定を受けた医療機関 (県補助事業と同じ)	2枚(町用と県郵送用と別々に必要)	1枚(県と兼用)
21	明和町	○	明和町特定不妊治療費助成事業	23年度	特定不妊治療(体外受精・顕微授精) ※採卵にいたったもの (県補助事業と同じ)	無	①特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みが無い極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦。 ②夫婦双方または一方が明和町に居住していること。 ③夫婦の前年の所得の合計が400万円以上730万未満の方。 ④指定医療機関で治療を受けたもの。	上限10万円 (県補助事業と同じ)	1回10万円 (県補助事業と同じ)	1回	5年間	夫婦合算の年間所得額400万円以上730万円未満	医療機関の所在地の都道府県から指定を受けた医療機関 (県補助事業と同じ)	1枚(県と兼用)	1枚(県と兼用)

[illegible]

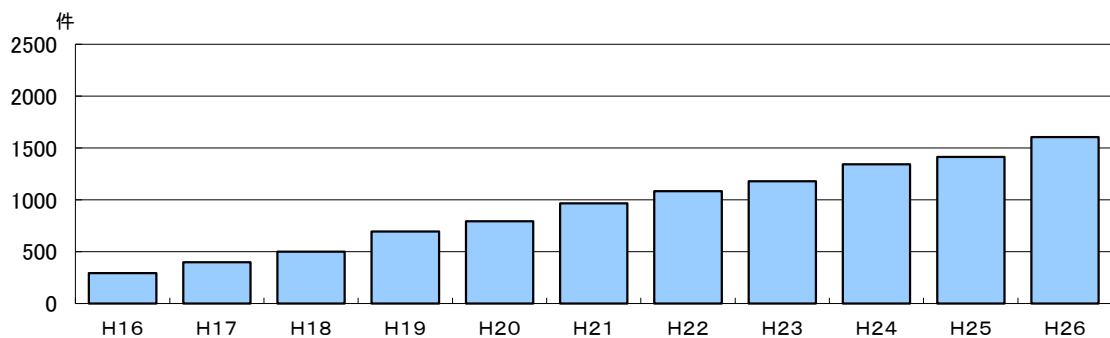
市町別特定不妊治療費(国庫補助事業)助成延べ件数一覧

年度 市町名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
桑名市	27	32	51	103	131	145	137	195	242	244	264	1,571
いなべ市	9	5	16	32	20	29	33	47	54	66	62	373
木曽岬町	2	0	1	3	1	2	4	7	7	16	12	55
東員町	3	8	6	12	14	18	26	28	45	37	36	233
四日市市	72	99	104	203	216	305	382	454	528	554	554	3,471
菰野町	7	9	9	17	24	33	44	38	49	49	46	325
朝日町	3	2	3	10	10	24	20	17	22	30	38	179
川越町	2	5	13	19	17	11	18	19	26	37	36	203
鈴鹿市	41	63	71	112	155	215	246	312	315	338	374	2,242
亀山市	6	10	9	30	37	51	54	70	76	95	78	516
津市	41	47	78	158	188	230	221	276	337	359	397	2,332
松阪市	29	36	42	86	106	134	148	149	183	190	234	1,337
多気町	0	3	2	10	12	13	18	17	9	18	25	127
明和町	2	3	3	12	11	8	14	11	15	17	20	116
大台町	2	1	1	5	6	8	5	9	8	9	16	70
伊勢市	14	18	24	51	63	80	90	119	114	108	157	838
鳥羽市	2	2	3	8	5	9	10	14	16	7	9	85
志摩市	6	4	2	10	17	20	29	21	28	21	32	190
玉城町	2	5	3	5	16	13	8	7	8	9	25	101
度会町	2	2	2	2	2	2	1	0	8	6	3	30
大紀町	2	3	1	5	5	4	9	3	4	2	5	43
南伊勢町	0	1	3	6	4	4	3	4	6	4	5	40
名張市	4	5	16	35	52	43	50	86	75	81	99	546
伊賀市	8	21	22	43	52	63	91	78	108	109	133	728
尾鷲市	2	2	1	3	4	8	5	11	16	19	26	97
紀北町	1	3	2	3	3	7	5	9	15	12	17	77
熊野市	5	5	6	4	11	8	8	6	3	4	14	74
御浜町	0	1	2	2	2	5	4	1	0	6	12	35
紀宝町	0	1	3	9	4	4	2	1	8	6	7	45
計	294	396	499	998	1,188	1,496	1,685	2,009	2,325	2,453	2,736	16,079



市町別特定不妊治療費(国庫補助事業)助成実人員

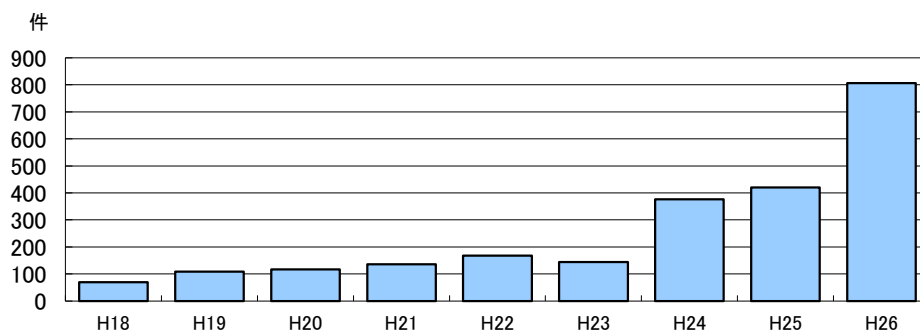
年度 市町名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
桑名市	27	32	51	74	91	93	89	116	144	142	160	1,019
いなべ市	9	5	16	22	15	20	23	29	32	37	37	245
木曽岬町	2	0	1	2	1	1	2	3	4	9	8	33
東員町	3	8	6	9	11	11	16	18	25	21	23	151
四日市市	72	99	104	135	142	207	248	258	293	321	326	2,205
菰野町	7	9	9	13	15	23	26	21	27	26	26	202
朝日町	3	2	3	7	7	17	13	13	11	18	21	115
川越町	2	5	13	12	10	9	13	13	16	19	24	136
鈴鹿市	41	63	71	83	108	142	152	180	188	196	223	1,447
亀山市	6	10	9	19	24	30	33	39	44	50	45	309
津市	41	47	78	110	129	138	149	162	193	209	230	1,486
松阪市	29	36	42	58	68	82	96	84	99	104	138	836
多気町	0	3	2	6	7	8	9	10	6	11	13	75
明和町	2	3	3	7	6	4	9	8	9	12	14	77
大台町	2	1	1	4	3	5	4	5	4	4	8	41
伊勢市	14	18	24	38	42	51	60	70	65	63	87	532
鳥羽市	2	2	3	5	4	5	5	7	11	4	5	53
志摩市	6	4	2	7	10	12	19	14	18	13	18	123
玉城町	2	5	3	3	11	9	4	5	5	5	13	65
度会町	2	2	2	1	1	1	1	0	5	3	2	20
大紀町	2	3	1	3	3	2	6	2	3	2	2	29
南伊勢町	0	1	3	4	3	2	3	2	3	3	3	27
名張市	4	5	16	25	33	30	33	54	47	51	60	358
伊賀市	8	21	22	30	35	43	55	48	64	64	78	468
尾鷲市	2	2	1	2	2	6	3	7	11	10	13	59
紀北町	1	3	2	3	2	4	3	4	7	6	9	44
熊野市	5	5	6	3	6	5	6	4	3	4	7	54
御浜町	0	1	2	2	2	4	2	1	0	3	7	24
紀宝町	0	1	3	6	3	3	1	1	4	4	5	31
計	294	396	499	693	794	967	1,083	1,178	1,341	1,414	1,605	10,264



県単助成件数

年度 市町名	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
桑名市		16	17	17	23	17	59	58	89	296
いなべ市	8	6	3	5	7	7	21	14	28	99
木曽岬町	0	1	0	0	1	1	3	5	4	15
東員町	3	3	4	1	4	5	10	11	13	54
四日市市									107	0
菰野町		2	2	3	10	5	11	5	15	53
朝日町	0	0	0	2	2	1	5	6	5	21
川越町	3	3	2	3	4	1	10	11	10	47
鈴鹿市			8	21	19	13	44	35	62	202
亀山市									17	0
津市	21	21	25	22	30	24	66	93	148	450
松阪市	17	21	14	20	20	21	34	50	100	297
多気町	0	1	2	2	0	1	1	2	5	14
明和町		2	2	3	2	1	6	6	8	30
大台町	1	2	2	2	1	1	2	3	3	17
伊勢市			5	2	10	12	21	24	37	111
鳥羽市		0	2	2	0	3	3	1	4	15
志摩市	2	2	1	1	2	4	9	8	6	35
玉城町	0	1	3	3	0	0	1	3	12	23
度会町		1	0	1	0	0	3	2	2	9
大紀町	0	3	2	1	0	0	2	1	1	10
南伊勢町		2	1	1	2	1	2	2	3	14
名張市	5	11	10	7	9	9	20	24	33	128
伊賀市	4	7	6	7	13	11	33	41	61	183
尾鷲市		0	0	1	0	1	3	4	13	22
紀北町		1	0	3	3	1	4	5	7	24
熊野市	5	2	2	2	4	3	1	1	5	25
御浜町		0	1	1	2	0	0	1	6	11
紀宝町	0	1	3	3	0	1	2	4	2	16
合計	69	109	117	136	168	144	376	420	806	2,221

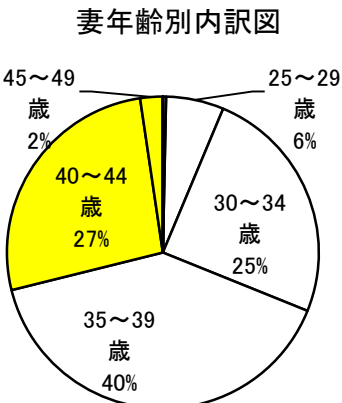
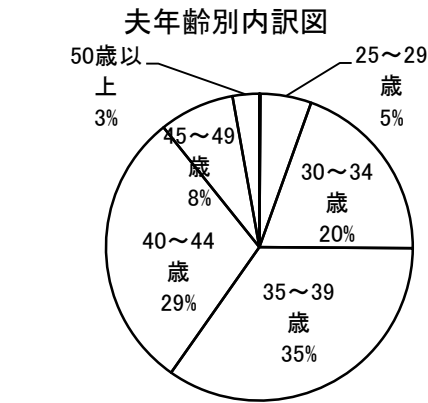
実施市町数 16市町 25市町 27市町 27市町 27市町 27市町 27市町 27市町 29市町



平成26年度 特定不妊治療費助成状況

1. 夫婦の年齢

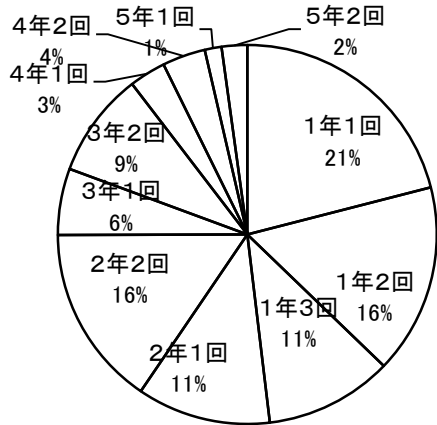
年 齢	夫		妻	
	延べ数	割合(%)	延べ数	割合(%)
19歳以下	0	0.0	0	0.0
20～24歳	3	0.1	9	0.3
25～29歳	147	5.4	164	6.0
30～34歳	537	19.6	678	24.8
35～39歳	948	34.6	1,095	40.0
40～44歳	807	29.5	726	26.5
45～49歳	217	7.9	64	2.3
50歳以上	77	2.8	0	0.0
合 計	2,736	100.0	2,736	100.0



2. 通算助成年数

年数	実人数	割合(%)	年度内回数		
			1回	2回	3回以上
1年目	772	48.1	337	260	175
2年目	431	26.9	183	248	0
3年目	235	14.6	91	144	0
4年目	109	6.8	50	59	0
5年目	58	3.6	23	35	0
合 計	1,605	100.0	684	746	175

助成年数・回数別内訳図



3. 治療内容および治療費用

治療内容	延べ数	割合(%)	治療費用別延べ人数								治療費 平均
			～10万	10～19万	20～29万	30～39万	40～49万	50～59万	60～69万	70万～	
A 新鮮胚移植を実施	367	13.4	0	6	44	174	122	10	9	2	386,678
B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	372	13.6	0	4	29	59	134	58	54	34	488,348
C 以前に凍結した胚による移植を実施	805	29.4	121	596	79	9	0	0	0	0	139,746
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	676	24.7	1	47	293	316	17	1	1	0	294,689
E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止	444	16.2	25	158	225	26	8	2	0	0	215,785
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	72	2.6	39	27	5	1	0	0	0	0	107,515
合 計	2,736	100.0	186	838	675	585	281	71	64	36	270,040

